

資料 3 検査検定制度概況調査結果

検査検定制度概況調査結果

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
1	警察庁	警01	遊技機の認定 [昭和59年度]	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第2項	ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機、じゃん球遊技機その他遊技の用に供する玉等の数量又は数字により遊技の結果を表示する遊技機	遊技機の認定を受けようとする風俗営業者	・都道府県公安委員会	直轄
2	警察庁	警02	遊技機の型式の検定 [昭和59年度]	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項	ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機又はじゃん球遊技機の型式	遊技機の型式の検定を受けようとする遊技機の製造業者又は輸入業者	・都道府県公安委員会 ・(財)保安電子通信技術協会	委託等
3	警察庁	警03	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定 [平成7年度]	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の2第1項	原動機を用いる歩行補助車及びショッピングカート	原動機を用いる歩行補助車及びショッピングカートの製作又は販売を業とする者	・国家公安委員会 ・(財)日本交通管理技術協会	推薦等
4	警察庁	警04	人の力を補うため原動機を用いる自転車の型式認定 [平成7年度]	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の3第1項	人の力を補うため原動機を用いる自転車（駆動補助機付自転車）	駆動補助機付自転車の製作又は販売を業とする者	・国家公安委員会 ・(財)日本交通管理技術協会	推薦等
5	警察庁	警05	原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定 [平成4年度]	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の4第1項	原動機を用いる身体障害者用の車いす（電動車いす）	電動車いすの製作又は販売を業とする者	・国家公安委員会 ・(財)日本交通管理技術協会	推薦等
6	警察庁	警06	普通自転車の型式認定 [昭和53年度]	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の5第1項	普通自転車	自転車の製作、組立て又は販売を業とする者	・国家公安委員会 ・(財)日本交通管理技術協会	推薦等
7	警察庁	警07	安全器材等の型式認定 [昭和53年度]	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の6第1項	牽引用具、自転車に備えられる反射器材、夜間用停止表示器材、昼間用停止表示器材	牽引用具、自転車に備えられる反射器材、夜間用停止表示器材、昼間用停止表示器材の製作又は販売を業とする者	・国家公安委員会 ・(財)日本交通管理技術協会	推薦等
8	警察庁	警08	運転シミュレーターの型式認定 [平成6年度]	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の7第1項	模擬運転装置	模擬運転装置の製作又は販売を業とする者	・国家公安委員会 ・(財)日本交通管理技術協会	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間(年)	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額(円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
認定を受けようとするとき	①個別(全数) ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県公安委員会 [認定通知書の交付]	3	26,470	2,700 ～ 62,300	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行令第10条の2	不詳(都道府県公安委員会が実施しており、年度ごとの手数料収入については把握していない。)	不詳(都道府県公安委員会が実施しており、年度ごとの実施費用については把握していない。)
検定を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	都道府県公安委員会 [検定通知書による通知及び公示]	3	24,680	6,300 ～ 1,816,000	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行令第10条の2	不詳(都道府県公安委員会が実施しており、年度ごとの手数料収入については把握していない。)	不詳(都道府県公安委員会が実施しており、年度ごとの実施費用については把握していない。)
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号の通知及び公示]	なし	0	183,000	試験実施機関が独自で決定	0	0
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号の通知及び公示]	なし	54	255,000 ～ 308,000	試験実施機関が独自で決定	1,848(普通自転車の同時申請分の場合の収入を含む)	不詳(型式認定対象製品毎の会計処理(事業費支出)は行っていない。)
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号の通知及び公示]	なし	17	183,000	試験実施機関が独自で決定	384	不詳(型式認定対象製品毎の会計処理(事業費支出)は行っていない。)
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号の通知及び公示]	なし	54	235,000	試験実施機関が独自で決定	0	不詳(型式認定対象製品毎の会計処理(事業費支出)は行っていない。)
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号の通知及び公示]	なし	0	3,150 ～ 367,500	試験実施機関が独自で決定	0	0
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④—	国家公安委員会 [型式認定番号の通知及び公示]	なし	1	916,000 ～ 1,420,000	試験実施機関が独自で決定	142	不詳(型式認定対象製品毎の会計処理(事業費支出)は行っていない。)

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
9	総務省	総01-1	無線局の検査 (新設検査) [昭和25年度]	電波法(昭和25年法律第131号)第10条第1項	無線局(固定通信、衛星通信、移動通信、航空通信、海上通信、TV放送及びFMラジオ放送)の無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類	予備免許を受けた者(電気通信事業者、放送事業者等)	総務省(本省、総合通信局、沖縄総合通信事務所)	直轄
9	総務省	総01-2	無線局の検査 (変更検査) [昭和25年度]	電波法(昭和25年法律第131号)第18条	無線局(固定通信、衛星通信、移動通信、航空通信、海上通信、TV放送及びFMラジオ放送)の無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更内容	変更許可を受けた者(電気通信事業者、放送事業者等)	総務省(本省、総合通信局、沖縄総合通信事務所)	直轄
10	総務省	総02	無線設備の機器の検定 [昭和25年度]	電波法(昭和25年法律第131号)第37条	周波数測定装置、レーダー、船舶に施設する救命用の無線設備の機器、義務船舶局の無線設備の機器、船舶地球局の無線設備の機器、航空機に施設する無線設備の機器	検定を受けようとする機器の製造者又は輸入業者	総務省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
予備免許を受けた者から、工事が落成したとの届出後	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	総務大臣、総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長 [無線検査簿又は検査結果通知書、免許状の交付]	○放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。）： 当該放送の目的を達成するために必要な期間 ○放送試験局： 2 ○実用化試験局： 2 ○電波法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局（本邦に永住することを許可された者が開設するものを除く。）： 1 ○その他の無線局： 5	12,194	2,450 ～ 1,396,500	電波法関係手数料令第3条	4,067	不詳
変更の許可を受けた者から、工事が完了したとの届出後	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	総務大臣、総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長 [無線検査簿又は検査結果通知書、免許状の交付（免許状に変更を生ずる場合）]	○放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。）： 当該放送の目的を達成するために必要な期間 ○放送試験局： 2 ○実用化試験局： 2 ○電波法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局（本邦に永住することを許可された者が開設するものを除く。）： 1 ○その他の無線局： 5	6,643	2,450 ～ 240,300	電波法関係手数料令第4条	1,935	—
船舶等に施設する前段階	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④運転中	総務大臣 [合格証書の交付]	なし	6	711,900 ～ 1,652,100	電波法関係手数料令第10条	624	10,122 （試験業務実施にあたっての契約額である。職員の人件費は、含まれていない。）

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
11	総務省	総03	技術基準適合証明等 (特定無線設備の技術基準適合証明及び 工事設計認証) [昭和56年度]	電波法(昭和25 年法律第131号) 第38条の2	特定無線設備	技術基準適合証明又は工 事設計認証を受けようと する者(製造業者等)	・登録証明機関:(株)アール エフ・テクノロジー、インター テックジャパン(株)、(株) ケミトックス、(株)コスモ ス・コーポレーション、(株) ザクタクテクノロジーコーポレ ーション、(株)ディーエスピー リサーチ、テュフズードオータ マ(株)、テュフ・ラインラン ド・ジャパン(株)、(財)テ レコムエンジニアリングセン ター、(財)日本アマチュア無 線振興協会、(株)UL J a p a n ・自主確認、自主保安:製造業 者、輸入業者 ※(株)ケミトックスについ ては、平成23年3月15日廃止	推薦等
12	総務省	総04	高周波利用設備の型 式の指定 [昭和47年度]	・電波法(昭和25 年法律第131 号)第100条 ・電波法施行規 則(昭和25年電 波監理委員会規 則第14号)第46 条、第46条の3	誘導式読み書き通信設備、搬送式 インターホン、一般搬送式デジタル 伝送装置、特別搬送式デジタル 伝送装置、広帯域電力線搬送通信 設備、超音波洗浄器、超音波加工 機、超音波ウェルダ、電磁誘導 加熱を利用した文書複写印刷機械 又は無電極放電ランプ	指定を受けようとする設 備の製造業者又は輸入業 者	総務省	直轄
13	総務省	総05	無線設備等の点検に 使用する測定器等の 検査(測定器等の較 正) [平成9年度]	電波法(昭和25 年法律第131 号)第24条の2、第 38条の8、第102 条の18	無線設備の点検に用いる測定器そ の他の設備:①周波数計、②スペ クトル分析器、③電界強度測定 器、④高周波電力計、⑤電圧電流 計、⑥標準信号発生器、⑦周波数 標準器	登録点検事業者、登録証 明機関	・(独)情報通信研究機構 ・(財)テレコムエンジニアリ ングセンター(指定較正機関)	委託等
14	総務省	総06	事業用電気通信設備 の自己確認 [昭和60年度]	電気通信事業法 (昭和59年法律 第86号)第42条	電気通信設備(電気通信を行うた めの機械、器具、線路その他の電 氣的設備)	電気通信事業者(電気通 信回線設備を設置して電 気通信役務を提供する事 業者)	自主確認・自主保安:電気通信 事業者	—
15	総務省	総07 -1	技術基準適合認定 (端末機器技術基準 適合認定) [昭和60年度]	電気通信事業法 (昭和59年法律 第86号)第53条 第1項、第102条 及び第104条第4 項	端末機器(事業用電気通信回線設 備(電話用設備、無線呼出用設 備、総合デジタル通信用設備、専 用通信回線設備又はデジタルデー タ伝送用設備)の一端に接続され るもの)	技術基準適合認定を受け ようとする者(端末機器 製造事業者等)	・総務省(登録認定機関として の登録を受ける者が存在しない 場合等において必要と認めると きに限り。) ・(財)電気通信端末機器審査協 会 ・(株)ディーエスピーリサーチ ・(株)ケミトックス ・テュフ・ラインランド・ジャ パン(株) ・(株)コスモス・コーポレイ ション	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
無線局として開設する前段階	①型式・個別（全数・抽出） ②書面・実地 ③検査場内 ④—	登録証明機関 [技術基準適合証明書又は工事設計認証書の交付]	なし	36,393	29,000 ～ 760,000	登録証明機関が独自で決定	61,895	64,088 (管理費別途) 【財団法人テレコムエンジニアリングセンター】
設備設置前	①型式 ②書面 ③検査場内 ④—	総務大臣 [書面により申請者に通知]	なし	286	0	—	0	不詳
年に1回（較正を行った日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内）	①個別（全数） ②実地 ③検査場内 ④運転中	・（独）情報通信研究機構 ・（財）テレコムエンジニアリングセンター（指定較正機関） [較正完了通知書の通知]	なし	3,459	・（独）情報通信研究機構： 100,200 ～ 325,300 ・（財）テレコムエンジニアリングセンター： 10,800 ～ 72,500	・（独）情報通信研究機構： 電波法関係手数料令第20条 ・（財）テレコムエンジニアリングセンター：独自で決定	・（独）情報通信研究機構： 155 ・（財）テレコムエンジニアリングセンター： —	・（独）情報通信研究機構： 398 ・（財）テレコムエンジニアリングセンター： —
設備の使用開始前	①個別（全数） ②書面 ③— ④運転停止	—	なし	97	—	—	—	—
端末設備の使用前	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④—	総務大臣、登録認定機関又は承認認定機関（登録認定機関が認定業務を行っている場合は、総務大臣は当該認定業務を行わないこととなっている。） [端末機器技術基準適合認定：端末機器技術基準適合認定をした旨の表示]	端末設備に変更がない限り有効	2	22,200 ～ 110,000	登録認定機関が独自で決定	11,663 【財団法人電気通信端末機器審査協会】	11,340 【財団法人電気通信端末機器審査協会】

番号 1	府省 名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
15	総務省	総務省 07-2	技術基準適合認定 (端末機器の設計に ついての認証) [平成10年度]	電気通信事業法 (昭和59年法律 第86号) 第56条 第1項、第103条 及び第104条第7 項	端末機器(事業用電気通信回線設 備(電話用設備、無線呼出用設 備、総合デジタル通信用設備、専 用通信回線設備又はデジタルデー タ伝送用設備)の一端に接続され るもの)	端末機器を取り扱うこと を業とする者(端末機器 製造事業者等)	・総務省(登録認定機関として の登録を受ける者が存在しない 場合等において必要と認めると きに限り。) ・(財)電気通信端末機器審査協 会 ・(株)ディーエスピーリサーチ ・(株)ケミトックス ・デュフ・ラインランド・ジャ パン(株) ・(株)コスモス・コーポレイ ション	推薦等
16	総務省	総務省 08-1	製造所等の検査 (完成検査) [昭和34年度]	消防法(昭和23 年法律第186号) 第11条第5項	・設置された製造所等 ・位置、構造若しくは設備を変更 した製造所等	製造所等の設置の許可を 受けたもの ・製造所等の位置、構造 又は設備の変更の許可を 受けたもの	・総務大臣 ・都道府県知事、市町村長	直轄
16	総務省	総務省 08-2	製造所等の検査 (完成検査前検査) [昭和51年度]	消防法(昭和23 年法律第186号) 第11条の2	設置又は位置、構造若しくは設備 の変更の許可を受けた製造所等 のうち、液体の危険物を貯蔵し、又 は取り扱うタンクを有するもの	製造所等の設置又は製造 所等の位置、構造若しく は設備の変更の許可を受 けた者で、当該設置又は 変更を行った者	・総務大臣 ・都道府県知事、市町村長 ・危険物保安技術協会	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
端末設備の使用 前	①型式 ②書面・実地 ③検査場内 ④一	総務大臣、登録 認定機関又は承 認認定機関（登 録認定機関が認 定業務を行って いる場合は、総 務大臣は当該認 定業務を行わな いこととなって いる。） [設計認証]	端末設備に変更が ない限り有効	928	80,000 ～ 485,000	登録認定機関 が独自で決定	11,663 【財団法人電 気通信端末機 器審査協会】	11,340 【財団法人電 気通信端末機 器審査協会】
・製造所等を設 置したとき ・製造所等の位 置、構造又は設 備を変更したと き	①個別（全数） ②実地（一部書 面可） ③現地 ④運転停止（仮 使用承認により 一部運転可）	市町村長等 [完成検査済証 の交付]	なし	38,013	13,000 ～ 5,900,000 ※変更の許可 に関する事務 については、 設置の許可に 関する事務の 手数料の金額 の2分の1に 相当する金額	・消防法第16 条の4第1 項、危険物の 規制に関する 政令第40条 ・地方公共団 体：地方公共 団体の手数料 の標準に關 する政令別表 第18項に基づ き 条例に規定	不詳	不詳
完成検査を受け る前において、 政令で定める工 事の工程ごと	①個別（全数） ②実地（一部書 面可） ③現地 ④運転停止（仮 使用承認により 一部運転可）	市町村長等 [タンク検査済 証の交付]	なし	12,979	6,000 ～ 18,700,000	・消防法第16 条の4第1 項、危険物の 規制に関する 政令第40条 ・地方公共団 体：地方公共 団体の手数料 の標準に關 する政令別表 第20項に基づ き 条例に規定	不詳	不詳

番号 1	府 省 名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
16	総務省	08-3	製造所等の検査 (特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の保安に関する検査) [昭和49年度]	消防法(昭和23年法律第186号)第14条の3第1項	・屋外タンク貯蔵所については、貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が10,000k1以上のもの(特定屋外タンク貯蔵所) ・移送取扱所については、配管の延長が15kmを超えるもの、又は配管に係る最大常用圧力が0.95Mpa以上でかつ配管の延長が7km以上15km以下のもの のうち、危険物の規制に関する政令第8条の4第2項に定める時期に該当するもの	政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者	・総務大臣 ・都道府県知事、市町村長 ・危険物保安技術協会	委託等
16	総務省	08-4	製造所等の検査 (不等沈下等の場合の特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査) [昭和51年度]	消防法(昭和23年法律第186号)第14条の3第2項	最大容量が1,000k1以上の屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所)のうち、不等沈下その他の政令で定める事由が生じたもの	不等沈下その他の政令で定める事項が生じた特定屋外タンク貯蔵所の、所有者、管理者又は占有者	・都道府県知事、市町村長 ・危険物保安技術協会	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
原則として8年に1回	①個別（全数） ②実地（一部書面可） ③現地 ④運転停止（移送取扱所については運転中のケースあり）	市町村長等 [保安検査済証の交付]	○保安のための措置を講じている特定屋外タンク貯蔵所： 10又は13 ○特殊の方法を用いて底部の板の厚さを測定した特殊液体危険物タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所： 特殊液体危険物タンクの底部の板の厚さの1年あたりの腐食による減少量及び前回の保安検査における液体危険物タンクの底部の板の厚さに基づき市町村長等が定める8年以上15年以内の期間 ○岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所： 10 ○特殊液体危険物タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所： 13 ○上記以外の億体特定屋外タンク貯蔵所： 8 ○移送取扱所： 1	・市町村：313 ・都道府県：4 ・危険物保安技術協会：不詳	70,000 ～ 5,260,000	・消防法第16条の4第1項、危険物の規制に関する政令第40条、地方公共団体の手数料の標準に関する政令第22項 ・地方公共団体：地方公共団体の手数料の標準に関する政令別表第22項に基づき条例に規定	不詳	不詳
製造所等の完成後に、不等沈下など一定の事由が生じた場合	①個別（全数） ②実地（一部書面可） ③現地 ④運転停止	市町村長等 [保安検査済証の交付]	なし	0	340,000 ～ 4,400,000	・消防法第16条の4第1項、危険物の規制に関する政令第40条、地方公共団体の手数料の標準に関する政令第23項 ・地方公共団体：地方公共団体の手数料の標準に関する政令別表第22項に基づき条例に規定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
17	総務省	総09-1	検定対象機械器具等の検定 (型式承認に係る試験) [昭和38年度]	消防法(昭和25年法律第186号)第21条の3、第21条の4	消防用機械器具等のうち、消防法施行令で定める14品目(消防用設備等の基幹的な部品や、試験により再使用が不能になる品目等を対象にしている。) ①消火器、②消火器用消火薬剤、③泡消火薬剤、④消防用ホース、⑤消防用ホースの結合金具、スプリングラー設備等(⑥閉鎖型スプリングラーヘッド、⑦流水検知装置、⑧一斉開放弁)、火災報知設備等(⑨感知器・発信器、⑩中継器、⑪受信機)、⑫漏電火災警報器、⑬金属製避難はしご、⑭緩降機	型式承認を受けるため検定対象機械器具等についての試験を受けようとする者	日本消防検定協会	委託等
17	総務省	総09-2	検定対象機械器具等の検定 (個別検定) [昭和38年度]	消防法(昭和25年法律第186号)第21条の8	消防用機械器具等のうち、消防法施行令で定める14品目(消防用設備等の基幹的な部品や、試験により再使用が不能になる品目等を対象にしている。) ①消火器、②消火器用消火薬剤、③泡消火薬剤、④消防用ホース、⑤消防用ホースの結合金具、スプリングラー設備等(⑥閉鎖型スプリングラーヘッド、⑦流水検知装置、⑧一斉開放弁)、火災報知設備等(⑨感知器・発信器、⑩中継器、⑪受信機)、⑫漏電火災警報器、⑬金属製避難はしご、⑭緩降機	型式承認を受けた者で当該型式承認に係る検定対象機械器具等に係る個別検定を受けようとする者	日本消防検定協会	委託等
18	総務省	総10-1	石油パイプライン事業用施設の検査※ (事業用施設の完成検査、事業用施設の一部完成検査、工事を必要としない事業用施設の検査、事業用施設の完成検査(法第15条第1項本文に規定するもの以外のもの)) [昭和47年度] <経済産業省(67)、国土交通省(99)と共管>	石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)第16条第1項、第4項、第18条第1項、第19条第2項	「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」の別表第一、二に掲げる工事を完成し、主務大臣に対して検査を申請した事業用施設	主務大臣に検査の申請を行った石油パイプライン事業者	総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣	直轄
18	総務省	総10-2	石油パイプライン事業用施設の検査※ (事業用施設の保安検査) [昭和47年度] <経済産業省(67)、国土交通省(99)と共管>	石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)第29条	事業用施設(送油圧送機及び送油導管並びにこれらの付属設備)	石油パイプライン事業者	総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
型式承認を受けようとするとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	— (日本消防検定協会又は登録検定機関において実施した試験の結果に基づき、総務大臣は当該型式を承認) [型式試験：試験結果に意見を付して通知 (型式承認：型式承認をした場合は、その旨を通知)]	なし	240	12,200 ～ 130,000	日本消防検定協会が独自で決定	940	108,946
型式承認を受けた者が当該型式承認に係る検定対象機械器具等に係る個別検定を受けようとするとき	①個別（抽出） ②実地 ③現地 ④—	日本消防検定協会又は登録検定機関 [個別検定に合格した検定対象機械器具等に合格した旨の表示]	なし	18,540,272	9 ～ 13,965	日本消防検定協会が独自で決定	117,164	117,164
当該事業用施設の工事完成後など	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣 [完成検査合格証の交付]	なし	2	526,300	石油パイプライン事業法第33条及び石油パイプライン事業法施行令第3条第1項	105	1 (検査に要した旅費（国土交通省、経済産業省分を除く。）)
前回の検査の日から1年を経過した日の前後1月を超えない日（ただし、石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第6条第2項第1号及び第2号に掲げる場合は、主務大臣が定める時期）	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣 [検査結果通知書の交付]	検査周期は最大で13か月 (ただし、石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第6条第2項第1号及び第2号に掲げる場合は、主務大臣が定める時期。)	1	526,300	石油パイプライン事業法第33条及び石油パイプライン事業法施行令第3条第2項	53	1 (検査に要した旅費（国土交通省、経済産業省分を除く。）)

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
19	総務省	総11	事業所の新設又は変更の確認※ [昭和50年度] <経済産業省(85)と共管>	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第11条第1項	第1種特定事業者のうち石油と高圧ガスを共に扱う特定事業所(レイアウト事業所)の事業所内の配置等	レイアウト事業所の新設又は変更をする特定事業者	総務省、経済産業省	直轄
20	総務省	総12	特定防災施設等の設置の検査 [昭和50年度]	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第15条第2項	特定防災施設等(流出油等防止堤、消火用屋外給水施設、非常用通報設備)	特定事業所において特定防災施設等を設置した特定事業者	市町村等	直轄
21	総務省	総13	防災性能の確認 [昭和56年度]	・消防法(昭和25年法律第186号)第8条の3 ・消防法施行令(昭和36年政令第37号)第4条の3 ・消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第4条の5	カーテン、布製ブラインド、暗幕、じゅうたん等、展示用合板、どん帳その他舞台において使用する幕及び大道具の合板、工事用シート	登録表示者のうち防災物品又はその材料が防災性能を有することを登録確認機関に依頼するもの	・(財)日本防災協会 ・(財)日本繊維製品品質技術センター ・自主確認・自主保安:消防庁長官の表示を受けた防災表示を付する者	推薦等
22	総務省	総14	消防用設備等の認定 [昭和56年度]	・消防法(昭和25年法律第186号)第17条の3の2 ・消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の3、第31条の4	一定の用途及び規模の建物に設置義務がある消防用設備等又はこれらの部分である機械器具は37種類	消防用設備等の製造、販売又は輸入を業とする者	・(財)日本消防設備安全センター ・(社)日本消防放水器具工業会 ・(社)全国避難設備工業会 ・(社)日本電気協会 ・(社)電線総合技術センター ・(社)日本内燃力発電設備協会 ・日本消防検定協会	推薦等
23	総務省	総15	特殊消防用設備等の性能評価 [平成16年度]	消防法(昭和25年法律第186号)第17条第3項、第17条の2、第17条の2の2	特殊消防用設備等	防火対象物の関係者で、通常用いられる消防用設備等に代えて特殊消防用設備等を設置しようとする者	・日本消防検定協会 ・(財)日本消防設備安全センター	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
新設又は変更の 工事完了後	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転中	総務大臣、経済 産業大臣 [新設等計画に 適合しているこ とを確認した旨 の通知を現地に て手交]	なし	19	99,050 ～ 476,800	石油コンビ ナート等災害 防止法施行令 第43条	304	100 (検査に要し た旅費（経済 産業省分を除 く。))
特定防災施設等 の設置後	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転中	市町村長等 [検査済証の交 付]	なし	不詳	22,000 ～ ※流出油等防 止堤及び屋外 給水施設に あつては、基 本額へ長さ に応じて手数料 加算	地方公共団 体の手数料の標 準に関する政 令第104に基 づき条例に規 定	不詳	不詳
防災性能を有す ることの確認を 受けようとする とき	①型式・個別（抽 出） ②実地 ③検査場内 ④—	— (登録表示者 が、自ら又は登 録確認機関によ り、消防法令で 定めている防災 性能を確認した 場合に、防災表 示)	なし	1,849	4,600 ～ 9,000	登録確認機 関が独自で決 定	7,630	9,978
認定を受けよう とするとき	①— ②書面・実地 ③— ④—	— (登録認定機 関において、認 定した消防用設 備等に、消防法 令に定める設備 等技術基準に 適合している旨 の表示)	なし	802	不詳	登録認定機 関が独自で決 定	不詳	不詳
特殊消防用設備 等の性能評価を 受けようとする とき	①— ②書面 ③— ④—	— (日本消防検 定協会又は登録 検定機関におい て実施した性能 評価の結果に基 づき、総務大臣 は当該特殊消防 用設備等を認定)[結果の通知]	なし	8	1,050,000 ～ 3,150,000	日本消防検 定協会及び登 録検定機関が 独自で決定	1,286	1,583

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
24	文部科学省	文01-1	原子炉施設の検査※ (原子炉施設の工事(溶接するものの溶接を除く。)及び性能に関する使用前検査、原子炉施設の変更に係る工事(溶接をするものの溶接を除く。)及び性能に関する使用前検査) [昭和32年度] <経済産業省(93)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第28条	試験研究の用に供する原子炉施設(うち、使用前の原子炉施設が対象)	・試験研究の用に供する原子炉の設置者であって、運転を開始する前の者 ・試験研究の用に供する原子炉の設置者であって、原子炉施設を変更する者	文部科学省	直轄
24	文部科学省	文01-2	原子炉施設の検査※ (原子炉施設の溶接検査、原子炉施設のうち輸入したものの溶接検査) [昭和61年度] <経済産業省(93)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第28条の2	・原子炉容器その他の主務省令で定める原子炉施設であって、溶接をするもの ・溶接をした原子炉格納容器その他の主務省令で定める原子炉施設であって輸入したもの	溶接施行工場	・文部科学省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
24	文部科学省	文01-3	原子炉施設の検査※ (原子炉施設のうち一定のものの性能に関する定期検査) [昭和32年度] <経済産業省(93)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第29条	原子炉施設のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令で定めるもの	試験研究の用に供する原子炉を設置する者	文部科学省	直轄
25	文部科学省	文02-1	核燃料物質の使用施設等の検査 (核燃料物質の使用施設等に係る施設検査(溶接検査を除く。)、核燃料物質の使用施設等の変更に係る施設検査(溶接検査を除く。)) [昭和36年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第55条の2	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令で定める核燃料物質の使用施設等	・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令で定める核燃料物質の使用者であって、使用を開始する前の者 ・施行令で定める核燃料物質の使用者であって、使用施設等を変更する者	文部科学省	直轄
25	文部科学省	文02-2	核燃料物質の使用施設等の検査 (使用施設等に係る溶接検査) [昭和61年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第55条の3	核燃料物質の貯蔵容器その他の文部科学省令で定める使用施設等であって、溶接をするもの	溶接施行工場	・文部科学省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
試験研究の用に供する原子炉の使用の開始前	①— ②書面・実地 ③— ④—	文部科学大臣 [使用前検査合格証の交付]	検査を受けた施設に変更がない限り有効	18	520,300 ～ 1,325,100	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1	1,173	547
原子炉施設の使用前	①— ②書面・実地 ③— ④—	文部科学大臣又は(独)原子力安全基盤機構 [溶接検査合格証の交付]	検査を受けた施設に変更がない限り有効	2	1,700 ～	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第2項及び別表第2	2	30
毎年1回定期	①— ②書面・実地 ③— ④運転停止	文部科学大臣 [施設定期検査合格証の交付]	なし	13	254,400 ～ 1,218,600	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1	291	370
・施行令で定める核燃料物質を使用する前 ・施行令で定める核燃料物質の使用者が使用施設等を変更する場合	①— ②書面・実地 ③— ④—	文部科学大臣 [検査合格証の交付]	検査を受けた施設に変更がない限り有効	13	149,600	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1	224	202
核燃料物質の使用施設等の使用開始前	①— ②書面・実地 ③— ④—	文部科学大臣又は(独)原子力安全基盤機構 [溶接検査合格証の交付]	検査を受けた施設に変更がない限り有効	9	1,700 ～	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第2項及び別表第2	548	134

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
26	文部科学省	03	廃棄物の工場又は事業所の外における廃棄に関する確認※ [昭和53年度] <経済産業省(91)、国土交通省(129)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第58条	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令で定める場合において、試験研究の用に供する原子炉を設置する者又は核燃料物質の使用者が講ずる、事業所外の廃棄に関する措置 ・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を廃棄施設に廃棄する場合(核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものを輸入した原子炉設置者又は使用者がこれを廃棄する場合を除く。) ・法第62条第1項ただし書に該当して核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の海洋投棄をする場合以外の場合	試験研究の用に供する原子炉の設置者又は核燃料物質の使用者	・文部科学省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
27	文部科学省	04-1	核燃料物質等の運搬に関する確認※ (運搬に関する確認) [昭和53年度] <経済産業省(92)、国土交通省(130)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第59条	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(うち、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止及び核物質防護のため特に必要があるとして政令で定める場合が対象)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令で定める場合において核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬する試験研究炉設置者及び核燃料物質使用者	・文部科学省 ・(独)原子力安全基盤機構(承認容器による運搬に係るものに限る。)	委託等
27	文部科学省	04-2	核燃料物質等の運搬に関する確認※ (輸送容器の承認) [昭和53年度] <経済産業省(92)、国土交通省(130)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第59条	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬に使用する容器	政令で定める場合において核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬する試験研究炉設置者及び核燃料物質使用者	文部科学省	直轄
28	文部科学省	05-1	放射性同位元素の使用施設等の検査(施設検査) [昭和32年度]	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第12条の8	放射性同位元素等を取り扱う使用施設・廃棄替替施設等	特定許可使用者又は許可廃棄業者のうち、一定要件を満たす放射性同位元素等を取り扱う使用施設等の設置又は変更しようとする者	(財)原子力安全技術センター	推薦等
28	文部科学省	05-2	放射性同位元素の使用施設等の検査(定期検査) [昭和32年度]	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第12条の9	放射性同位元素等を取り扱う使用施設・廃棄替替施設等	特定許可使用者又は許可廃棄業者のうち、一定要件を満たす放射性同位元素等を取り扱う使用施設等を一定期間使用する者	(財)原子力安全技術センター	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
試験研究の用に供する原子炉の設置者又は核燃料物質の使用者が、事業所外で核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を廃棄するとき	①個別（全数） ②一 ③現地 ④一	文部科学大臣又は（独）原子力安全基盤機構 [確認証の交付]	なし	0	102,300	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1	0	0
試験研究の用に供する原子炉の設置者又は核燃料物質の使用者が、事業所外で核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を工場等の外で運搬するとき	①一 ②書面・実地 ③一 ④一	文部科学大臣又は（独）原子力安全基盤機構 [運搬確認証の交付]	なし	19	66,800 ～ 1,030,200	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1	149	317
試験研究の用に供する原子炉の設置者又は核燃料物質の使用者が、事業所外で核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を工場等の外で運搬するとき	①一 ②書面・実地 ③一 ④一	文部科学大臣 [容器承認書の交付]	承認容器として使用する期間（申請により更新可）	9	182,000 ～ 702,600	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1	141	333
放射性同位元素等を取り扱う使用施設等の使用前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	(財)原子力安全技術センター [施設検査合格証の交付]	検査を受けた施設に変更がない限り有効	151	254,900 ～ 1,679,300	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第31条第1項第4号	10,329 (施設検査及び定期検査)	9,749 (施設検査及び定期検査)
○非密封線源の特定許可使用者、許可廃棄業者：施設設置に伴う施設検査の合格日又は前回の定期検査の日から3年以内 ○上記以外の特定許可使用者：施設設置に伴う施設検査の合格日又は前回の定期検査の日から5年以内	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	(財)原子力安全技術センター [定期検査合格証の交付]	○非密封線源の特定許可使用者、許可廃棄業者：3 ○上記以外の特定許可使用者：5	225	254,900 ～ 1,679,300	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第31条	10,329 (施設検査及び定期検査)	9,749 (施設検査及び定期検査)

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
29	文部科学省	文06	放射性同位元素等の設計認証等 [昭和32年度]	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第12条の2	放射線障害防止のための機能を有する部分の設計等について、文部科学大臣又は登録認証機関によって承認された放射性同位元素装備機器	放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入しようとする者	(財)原子力安全技術センター	推薦等
30	文部科学省	文07	放射性同位元素等の運搬物確認 [昭和32年度]	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第18条第2項	放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物のうち、文部科学大臣の定める放射能の量を超える放射性輸送物（BM型輸送物・BU型輸送物）	許可届出使用者等のうち、放射線障害の防止のために特に必要があるとされる放射性同位元素等を工場又は事業所の外で運搬する者	(財)原子力安全技術センター	推薦等
31	文部科学省	文08	教科書の検定 [昭和22年度]	学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項、第49条、第62条、第70条、第82条	著作者又は発行者が、文部科学大臣に検定を申請した図書	教科用図書検定の申請をした者	文部科学省	直轄
32	厚生労働省	厚01	病院等の構造設備の使用前検査 [昭和23年度]	医療法（昭和23年法律第205号）第27条	病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所の構造、設備	病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所	・地方厚生局 ・都道府県	直轄
33	厚生労働省	厚02	理容所の使用前の確認 [昭和30年度]	理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2	理容所の構造設備	理容所の開設者	都道府県（保健所設置市、特別区）	直轄
34	厚生労働省	厚03	美容所の使用前の確認 [昭和30年度]	美容師法（昭和32年法律第163号）第12条	美容所の構造設備	美容所の開設者	都道府県（保健所設置市、特別区）	直轄
35	厚生労働省	厚04	クリーニング所の使用前の確認 [昭和39年度]	クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2	クリーニング所の構造設備	クリーニング所の開設者	都道府県（保健所設置市、特別区）	直轄
36	厚生労働省	厚05	製品検査（食品・添加物等の検査） [昭和23年度]	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第25条	タール色素（販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用するもの）	タール色素（着色料）を販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用しようとする者	登録検査機関：(財)日本食品分析センター、(財)日本冷凍食品検査協会、(財)食品環境検査協会	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
放射性同位元素 装備機器の認証 を受けようとする とき	①個別（全数） ②実地（必要に応 じて） ③現地（必要に応 じて） ④運転停止	(財)原子力安全 技術センター [認証番号等の表 示]	なし	○設計認証： 22 ○特定設計認 証：1	○設計認証： 210,100 ○特定設計認 証： 210,100	放射性同位元 素等による放 射線障害の防 止に関する法 律施行令第31 条第1項第3 号	504	460
確認を受ける放 射性輸送物を運 搬する前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	(財)原子力安全 技術センター [運搬確認証の 交付]	運搬することに確 認を実施	383	33,100 ～ 131,100	放射性同位元 素等による放 射線障害の防 止に関する法 律施行令第31 条第1項第8 号	1,620	1,764
検定の申請がな されてから検定 の決定又は検定 審査不合格の決 定がなされるま で	①— ②— ③— ④— (申請図書及び添 付書類について、 文部科学省におい て審査)	文部科学大臣 [検定決定の通 知]	基本的には学習指 導要領の改訂まで	152	小学校用270 円/ページ、 中学校用440 円/ページ、 高等学校用 540円/ページ (下限54,000 円、ページ数 はA5版換算)	教科用図書検 定規則第13条 第1項	1,511	不詳
病院、患者を入 院させるための 施設を有する診 療所又は入所施 設を有する助産 所における構造 設備を使用する 前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	都道府県知事及 び地方厚生局長 [承認書の交 付]	検査を受けた施設 に変更がない限り 有効	不詳	不詳	地方公共団 体が独自で決定	不詳	不詳
理容所を開設し ようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事 (保健所設置市 は市長、特別区 は区長) [確認書を交 付]	なし	3,041	不詳	地方公共団 体の条例による	不詳	不詳
美容所を開設し ようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事 (保健所設置市 は市長、特別区 は区長) [確認書を交 付]	なし	9,779	不詳	地方公共団 体の条例による	不詳	不詳
クリーニング所 を開設しようと するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事 (保健所設置市 は市長、特別区 は区長) [確認書を交 付]	なし	3,494	不詳	地方公共団 体の条例による	不詳	不詳
タール色素（着 色料）を販売 し、販売の用に 供するために陳 列し、又は営業 上使用するとき	①個別（抽出） ②実地 ③検査場内・実地 ④—	検査の実施主体 登録検査機関 [製品検査合格 証の交付]	なし	139	不詳 (統計資料が ないため不 明)	登録検査機 関が独自で決定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
37	厚生労働省	厚06	獣畜のとさつ又は解体検査 [昭和28年度]	と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条	牛、馬、豚、めん羊及び山羊	と畜業者	・都道府県 ・保健所設置市	直轄
38	厚生労働省	厚07	専用水道布設工事の設計の確認 [昭和32年度]	水道法(昭和32年法律第177号)第32条	専用水道に係る施設	専用水道の設置者	・都道府県 ・保健所設置市 ・特別区	直轄
39	厚生労働省	厚08	簡易専用水道の管理についての検査 [昭和53年度]	水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2第2項	簡易専用水道に係る施設	簡易専用水道の設置者	・地方公共団体 ・厚生労働大臣の登録を受けた者:公益法人((財)ビル管理教育センター、(社)日本食品衛生協会、(財)食品薬品安全センター、(財)日本環境衛生センター、(財)日本文化用品安全試験所、(財)関西環境管理技術センター、(一般・財)化学物質評価研究機構等)、株式会社等約110機関	推薦等
40	厚生労働省	厚09	医薬品、医療機器の検定※ [昭和35年度] <農林水産省(52)と共管>	・薬事法(昭和35年法律第145号)第43条 ・薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和38年厚生省告示第279号)等	生物学的製剤(ワクチン、血液製剤等)	検定対象品目に係る法第14条の承認もしくは法第23条の2の認証を取得している製造販売業者又は法第19条の2の承認を取得している外国特例承認取得者もしくは法第23条の2の認証を取得している外国指定管理医療機器製造等事業者の選任する製造販売業者	国立感染症研究所 国立医薬品食品衛生研究所	直轄
41	厚生労働省	厚10	新規化学物質の届出に基づく審査※ [昭和48年度] <経済産業省(86)、環境省(148)と共管>	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第4条	新規化学物質	新規化学物質の製造又は輸入をしようとする者	薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会、中央環境審議会の合同委員会	直轄
42	厚生労働省	厚11	食鳥検査 [平成3年度]	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第15条	鶏、あひる、七面鳥	食鳥処理業者(認定小規模食鳥処理業者を除く。)	・都道府県、保健所設置市、特別区 ・指定検査機関(社)岩手県獣医師会等)	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
獣畜のとさつ又は解体しようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転中	都道府県知事、保健所設置市長 [合格印の押印]	なし	牛： 1,232,444 馬： 14,603 豚： 17,113,860 めん羊： 5,379 山羊： 2,383	牛： 200～1,520 仔牛： 100～1,300 馬： 200～1,520 豚： 100～1,300 めん羊・山羊： 60～1,300	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳
専用水道の布設工事に係る確認申請があった場合	①— ②書面 ③— ④—	・都道府県知事 ・保健所設置市の市長 ・特別区の区長 [通知]	なし	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
定期（1年以内ごとに1回）	①— ②書面・実地 ③現地 ④運転中	— (合格付与を行うものではなく、検査者が、検査済を証する書類を交付するもの)	1	不詳	不詳	地方公共団体、登録検査機関等が独自で決定	不詳	不詳
医薬品等を販売し、授与し、又は販売又は授与の目的で貯蔵し、もしくは陳列する前	①個別（全数） ②— ③検査場内 ④運転停止	・国立感染症研究所 ・国立医薬品食品衛生研究所 【国立感染症研究所が発行する国家検定成績通知書により都道府県知事あて通知、かつ所要数の検定合格証紙の送付。都道府県知事は、その合格を受験者に通知、かつ検定に合格した医薬品又は医療機器を納めた容器等を検定合格証紙で封】	なし	1,081	159,500 ～ 49,237,300	薬事法施行令第58条 薬事法第四十三条の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）	69,822	52,952
新規化学物質の製造又は輸入をしようとするとき	①— ②書面 ③— ④—	—	なし	577	0	—	0	不詳
食鳥をとさつしようとするとき（内臓を摘出しようとするとき及び内臓を摘出したときを含む。）	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転中	・都道府県知事 ・保健所設置市長 ・特別区長 [一]	なし	ブロイラー： 653,201,828 成鶏： 93,601,491 その他： 2,523,231	ブロイラー・成鶏： 3～6	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	厚生労働省	厚12-1	特定機械等の検査 (ボイラーの構造検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第5条	ボイラー	ボイラーを製造した者	・都道府県労働局 ・登録製造時等検査機関((社)日本ボイラ協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会(規則第5条第1項に規定する特定廃熱ボイラーに限る。))	推薦等
43	厚生労働省	厚12-2	特定機械等の検査 (ボイラーの溶接検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第7条	溶接によるボイラー	溶接によるボイラーの溶接をしようとする者	・都道府県労働局 ・登録製造時等検査機関:(社)日本ボイラ協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会(規則第5条第1項に規定する特定廃熱ボイラーに限る。)	推薦等
43	厚生労働省	厚12-3	特定機械等の検査 (ボイラーの使用検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第12条第1項	輸入等されたボイラー	ボイラーを輸入等した者	・都道府県労働局 ・登録製造時等検査機関:(社)日本ボイラ協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会(規則第5条第1項に規定する特定廃熱ボイラーに限る。)	推薦等
43	厚生労働省	厚12-4	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の構造検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第51条	第一種圧力容器	第一種圧力容器を製造した者	都道府県労働局	直轄
43	厚生労働省	厚12-5	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の溶接検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第53条	溶接による第一種圧力容器	溶接による第一種圧力容器を溶接しようとする者	都道府県労働局	直轄
43	厚生労働省	厚12-6	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の使用検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第57条	輸入等された第一種圧力容器	第一種圧力容器を輸入等した者	都道府県労働局	直轄
43	厚生労働省	厚12-7	特定機械等の検査 (移動式クレーンの製造検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第55条、第59条	つり上げ荷重が3トン以上の製造された移動式クレーン	移動式クレーンを製造した者	都道府県労働局	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
ボイラーを製造したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	構造検査実施者 [ボイラーに刻印を押し、かつ、ボイラー明細書に構造検査済の印を押しして交付]	なし	721	17,600 ～ 81,700	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	22,294	8,305 (特定機械等 検査用備品)
溶接によるボイラーの溶接をしようとするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	溶接検査実施者 [ボイラーに刻印を押し、かつ、ボイラー溶接明細書に溶接検査済の印を押しして交付]	なし	387	21,300 ～ 61,900	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	12,550	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ボイラーを輸入等したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	使用検査実施者 [ボイラーに刻印を押し、かつ、ボイラー明細書に使用検査済の印を押しして交付]	なし	721	17,600 ～ 81,700	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	22,294	8,305 (特定機械等 検査用備品)
圧力容器を製造したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局長 [第一種圧力容器に刻印を押し、かつ、第一種圧力容器溶接明細書に構造検査済の印を押しして交付]	なし	3,217	9,900 ～ 41,700	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	56,470	8,305 (特定機械等 検査用備品)
溶接による第一種圧力容器の溶接をしようとするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局長 [第一種圧力容器に刻印を押し、かつ、第一種圧力容器溶接明細書に溶接検査済の印を押しして交付]	なし	2,417	21,300 ～ 53,800	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	96,585	8,305 (特定機械等 検査用備品)
第一種圧力容器を輸入等したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局長 [第一種圧力容器に刻印を押し、かつ、第一種圧力容器明細書に使用検査済の印を押しして交付]	なし	3,217	9,900 ～ 41,700	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	88,821	8,305 (特定機械等 検査用備品)
移動式クレーンを製造したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局長 [移動式クレーンに刻印を押し、かつ、移動式クレーン明細書に製造検査済の印を押しして交付。また、移動式クレーン検査証の交付]	なし	1,543	15,300 ～ 93,900	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	64,365	8,305 (特定機械等 検査用備品)

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	厚生労働省	厚12-8	特定機械等の検査 (移動式クレーンの使用検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第57条	つり上げ3トン以上の輸入等された移動式クレーン	移動式クレーンを輸入等した者	都道府県労働局	直轄
43	厚生労働省	厚12-9	特定機械等の検査 (ゴンドラの製造検査) [昭和44年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ゴンドラ安全規則(昭和47年労働省令第35号)第4条	製造されたゴンドラ	ゴンドラを製造した者	都道府県労働局	直轄
43	厚生労働省	厚12-10	特定機械等の検査 (ゴンドラの使用検査) [昭和44年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ゴンドラ安全規則(昭和47年労働省令第35号)第6条	輸入等されたゴンドラ	ゴンドラを輸入等した者	都道府県労働局	直轄
43	厚生労働省	厚12-11	特定機械等の検査 (ボイラーの落成検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第14条	設置されたボイラー	ボイラーを設置した者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-12	特定機械等の検査 (ボイラーの変更検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第42条第1項	主要な部分又は設備を変更したボイラー	ボイラーの主要な部分又は設備に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-13	特定機械等の検査 (ボイラーの使用再開検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第46条	使用を休止したボイラーで、再び使用しようとするもの	使用を休止したボイラーを再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-14	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の落成検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第59条	設置された第一種圧力容器	第一種圧力容器を設置した者	労働基準監督署	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
移動式クレーンを輸入等したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局長 [移動式クレーンに刻印を押し、かつ、移動式クレーン明細書に使用検査済の印を押しして交付。また、移動式クレーン検査証の交付]	なし	1,543	15,300 ～ 93,900	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	1,543	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ゴンドラを製造したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局長 [ゴンドラに刻印を押し、かつ、ゴンドラ明細書に製造検査済の印を押しして交付する。また、ゴンドラ検査証の交付]	なし	742	12,200 ～ 23,800	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	16,775	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ゴンドラを輸入等したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	都道府県労働局長 [ゴンドラに刻印を押し、かつ、ゴンドラ明細書に使用検査済の印を押しして交付]	なし	36	12,200 ～ 23,800	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	706	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ボイラーを設置したとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [ボイラー検査証の交付]	1	550	9,500 ～ 42,500	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	7,195	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ボイラーの主要な部分又は設備に変更を加えたとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [ボイラー検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書]	なし	103	9,100 ～ 20,100	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	1,534	8,305 (特定機械等 検査用備品)
使用を休止したボイラーを再び使用するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [ボイラー検査証に検査期日及び検査結果について裏書]	なし	78	17,600 ～ 81,700	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	2,509	8,305 (特定機械等 検査用備品)
第一種圧力容器を設置したとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [第一種圧力容器検査証の交付]	1	3,055	5,400 ～ 9,100	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	18,927	8,305 (特定機械等 検査用備品)

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	厚生労働省	厚12-15	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の変更検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第77条	主要な部分を変更した第一種圧力容器	第一種圧力容器の主要部分に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-16	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の使用再開検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第81条	使用を休止した第一種圧力容器で、再び使用しようとするもの	使用を休止した第一種圧力容器を再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-17	特定機械等の検査 (クレーンの落成検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第6条第1項	つり上げ荷重が3トン以上(スタッカー式クレーンにあっては、1トン以上)の設置されたクレーン	クレーンを設置した者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-18	特定機械等の検査 (クレーンの変更検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第45条	つり上げ荷重が3トン以上(スタッカー式にあっては、1トン以上)の主要な部分を変更したクレーン	設置されているクレーンの主要な部分に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-19	特定機械等の検査 (クレーンの使用再開検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第49条	つり上げ荷重が3トン以上(スタッカー式クレーンにあっては、1トン以上)の使用を休止したクレーンのうち、再び使用しようとするもの	使用を休止したクレーンを再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-20	特定機械等の検査 (移動式クレーンの変更検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第86条第1項	つり上げ荷重が3トン以上の主要な部分を変更した移動式クレーン	設置されている移動式クレーンの主要な部分に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-21	特定機械等の検査 (移動式クレーンの使用再開検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第90条第1項	つり上げ荷重3トン以上の使用を休止した移動式クレーンのうち、再び使用しようとするもの	使用を休止した移動式クレーンを再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
第一種圧力容器の主要部分に変更を加えたとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [第一種圧力容器検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書]	なし	407	9,100 ～ 12,700	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	3,692	8,305 (特定機械等検査用備品)
使用を休止した第一種圧力容器を再び使用するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [第一種圧力容器検査証に検査期日及び検査結果について裏書]	なし	145	9,900 ～ 41,700	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	2,709	8,305 (特定機械等検査用備品)
クレーンを設置したとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [クレーン検査の交付]	2	3,294 (クレーン及びデリックの合計)	13,400 ～ 152,100	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	114,448	8,305 (特定機械等検査用備品)
設置されているクレーンの主要な部分に変更を加えたとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [クレーン検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書]	なし	540 (クレーン及びデリックの合計)	5,500 ～ 88,900	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	11,173	8,305 (特定機械等検査用備品)
使用を休止したクレーンを再び使用するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [クレーン検査証に検査期日及び検査結果について裏書]	なし	141 (クレーン及びデリックの合計)	13,400 ～ 152,100	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	4,789	8,305 (特定機械等検査用備品)
設置されている移動式クレーンの主要な部分に変更を加えたとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [移動式クレーン検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書]	なし	221	6,300 ～ 88,900	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	5,082	8,305 (特定機械等検査用備品)
使用を休止した移動式クレーンを再び使用しようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [移動式クレーン検査証に検査期日及び検査結果について裏書]	なし	73	15,300 ～ 93,900	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	2,290	8,305 (特定機械等検査用備品)

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	厚生労働省	厚12-22	特定機械等の検査 (デリックの落成検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第1項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第97条	つり上げ荷重が2トン以上の設置されたデリック	デリックを設置した者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-23	特定機械等の検査 (デリックの変更検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第130条第1項	つり上げ2トン以上の主要な部分に変更を加えたデリック	設置されているデリックの主要な部分に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-24	特定機械等の検査 (デリックの使用再開検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第134条第1項	つり上げ荷重が2トン以上の使用を休止したデリックのうち、再び使用しようとするもの	使用を休止したデリックを再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-25	特定機械等の検査 (エレベーターの落成検査) [昭和37年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第141条第1項	積載荷重が1トン以上の設置されたエレベーター	エレベーターを設置した者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-26	特定機械等の検査 (エレベーターの変更検査) [昭和37年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第164条	積載荷重が1トン以上の主要な部分を変更したエレベーター	設置されたエレベーターの主要な部分に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-27	特定機械等の検査 (エレベーターの使用再開検査) [昭和37年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第168条第1項	積載荷重が1トン以上の使用を休止したエレベーターのうち、再び使用しようとするもの	使用したエレベーターを再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-28	特定機械等の検査 (建設用リフトの落成検査) [昭和37年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第175条第1項	ガイドレールの高さが18メートル以上の設置された建設用リフト	建設用リフトを設置した者	労働基準監督署	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
デリックを設置したとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [デリック検査証の交付]	2	3,294 (クレーン及びデリックの合計)	13,400 ～ 152,100	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	114,448	8,305 (特定機械等検査用備品)
設置されているデリックの主要な部分に変更を加えたとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [デリック検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書]	なし	540 (クレーン及びデリックの合計)	5,500 ～ 88,900	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	11,173	8,305 (特定機械等検査用備品)
使用を休止したデリックを再び使用しようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [デリック検査証に検査期日及び検査結果について裏書]	なし	141 (クレーン及びデリックの合計)	13,400 ～ 152,100	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	4,789	8,305 (特定機械等検査用備品)
エレベーターを設置したとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [エレベーター検査証の交付]	1	1,428	19,800 ～ 28,000	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	31,747	8,305 (特定機械等検査用備品)
エレベーターの主要な部分に変更を加えたとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [エレベーター検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書]	なし	84	10,900 ～ 16,400	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	1,276	8,305 (特定機械等検査用備品)
休止したエレベーターを再び使用しようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [エレベーター検査証に検査期日及び検査結果について裏書]	なし	33	19,800 ～ 28,000	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	751	8,305 (特定機械等検査用備品)
建設用リフトを設置したとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署長 [建設用リフト検査証の交付]	設置から廃止までの期間	54	14,300 ～ 29,000	労働安全衛生法関係手数料令第3条及び別表第1	918	8,305 (特定機械等検査用備品)

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	厚生労働省	厚12-29	特定機械等の検査 (建設用リフトの変更検査) [昭和37年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第198条第1項	ガイドレールの高さが18メートル以上の設置された建設用リフト	設置されている建設用リフトの主要な部分に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-30	特定機械等の検査 (ゴンドラの変更検査) [昭和44年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・ゴンドラ安全規則(昭和47年労働省令第35号)第29条	主要部分を変更したゴンドラ	設置されているゴンドラの主要な部分に変更を加えた者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-31	特定機械等の検査 (ゴンドラの使用再開検査) [昭和44年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第38条第3項 ・ゴンドラ安全規則(昭和47年労働省令第35号)第33条第1項	使用を休止していたゴンドラのうち、再び使用しようとするもの	使用を休止していたゴンドラを再び使用しようとする者	労働基準監督署	直轄
43	厚生労働省	厚12-32	特定機械等の検査 (ボイラーの性能検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第38条	ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとするボイラー	ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとする者	登録性能検査機関：(社)日本ボイラー協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)損害保険ジャパン	推薦等
43	厚生労働省	厚12-33	特定機械等の検査 (第一種圧力容器の性能検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第78条	第一種圧力容器検査証の有効期間の更新を受けようとする第一種圧力容器	第一種圧力容器検査証の有効期間の更新を受けようとする者	登録性能検査機関：(社)日本ボイラー協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)損害保険ジャパン	推薦等
43	厚生労働省	厚12-34	特定機械等の検査 (クレーン性能検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第40条	設置されたつり上げ荷重が3トン以上(スタッカー式クレーンにあっては、1トン以上)のクレーンでクレーン検査証の有効期間の更新を受けようとするもの	クレーン検査証の有効期間の更新を受けようとする者	登録性能検査機関：(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)シマブンエンジニアリング	推薦等
43	厚生労働省	厚12-35	特定機械等の検査 (移動式クレーンの性能検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第81条	設置されたつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーンで移動式クレーン検査証の有効期間の更新を受けようとするもの	移動式クレーン検査証の有効期間の更新を受けようとする者	登録性能検査機関：(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)シマブンエンジニアリング	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
設置されている 建設用リフトの 主要な部分に変 更を加えたとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [建設用リフト 検査証に検査期 日、変更部分及 び検査結果につ いて裏書]	なし	8	10,900 ～ 20,100	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	1,419	8,305 (特定機械等 検査用備品)
設置されている ゴンドラの主要 な部分に変更を 加えたとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [ゴンドラ検査 証に検査期日、 変更部分及び検 査結果について 裏書]	なし	64	12,200 ～ 23,800	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	758	8,305 (特定機械等 検査用備品)
使用を休止した ゴンドラを再び 使用しようとし るとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	労働基準監督署 長 [ゴンドラ検査 証に検査期日及 び検査結果につ いて裏書]	なし	33	12,200 ～ 23,800	労働安全衛生 法関係手数料 令第3条及び 別表第1	758	8,305 (特定機械等 検査用備品)
ボイラー検査証 の有効期間の更 新を受けようと するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機 関 [ボイラー検査 証の有効期間の 更新]	1	31,643	15,300 ～ 81,700	登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳
第一種圧力容器 検査証の有効期 間の更新を受け ようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機 関 [第一種圧力容 器検査証の有効 期間の更新]	1	102,842	8,600 ～ 41,700	登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳
クレーン検査証 の有効期間の更 新を受けようと するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機 関 [クレーン検査 証の有効期間の 更新]	2	60,159	12,900 ～ 199,800	登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳
移動式クレーン 検査証の有効期 間の更新を受け ようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機 関 [移動式クレー ン検査証の有効 期間の更新]	2	22,717	13,800 ～ 123,300	登録検定機関 が独自で決定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
43	厚生労働省	厚12-36	特定機械等の検査 (デリックの性能検査) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第125条	つり上げ荷重が2トン以上のデリックであってデリック検査証の有効期間の更新を受けようとするもの	デリック検査証の有効期間の更新を受けようとする者	登録性能検査機関:(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)シマブンエンジニアリング	推薦等
43	厚生労働省	厚12-37	特定機械等の検査 (エレベーターの性能検査) [昭和37年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第159条	積載荷重が1トン以上のエレベーターであってエレベーター検査証の有効期間の更新を受けようとするもの	エレベーター検査証の有効期間の更新を受けようとする者	登録性能検査機関:(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)シマブンエンジニアリング、(株)セイフティエンジニアリング	推薦等
43	厚生労働省	厚12-38	特定機械等の検査 (ゴンドラの性能検査) [昭和44年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ・ゴンドラ安全規則(昭和47年労働省令第35号)第24条	ゴンドラ検査証の有効期間の更新を受けようとするゴンドラ	ゴンドラ検査証の有効期間の更新を受けようとする者	登録性能検査機関:(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(株)シマブンエンジニアリング、(株)セイフティエンジニアリング	推薦等
44	厚生労働省	厚13-1	小型ボイラー等の個別検定 (ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置のうち電動的制動方式のもの) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項 ・労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第14条 ・機械等検定規則(昭和47年労働省令第45号)第1条	製造又は輸入されたゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のもの	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のものを製造し、又は輸入した者	(社)産業安全技術協会	推薦等
44	厚生労働省	厚13-2	小型ボイラー等の個別検定 (第二種圧力容器の個別検定) [昭和22年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第44条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第84条	製造又は輸入された第二種圧力容器	第二種圧力容器を製造し、又は輸入した者	・(社)日本ボイラ協会 ・(社)ボイラ・クレーン安全協会 ・(株)損保ジャパン・リスクマネジメント ・HSBジャパン(株)	推薦等
44	厚生労働省	厚13-3	小型ボイラー等の個別検定 (小型ボイラーの個別検定) [昭和34年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第44条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第90条の2	製造又は輸入された小型ボイラー	小型ボイラーを製造し、又は輸入した者	・(社)日本ボイラ協会 ・(社)ボイラ・クレーン安全協会 ・HSBジャパン(株)	推薦等
44	厚生労働省	厚13-4	小型ボイラー等の個別検定 (小型圧力容器の個別検定) [昭和34年度]	・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第44条第1項 ・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第90条の2	製造又は輸入された小型圧力容器	小型圧力容器を製造し、又は輸入した者	・(社)日本ボイラ協会 ・(社)ボイラ・クレーン安全協会 ・HSBジャパン(株)	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
デリック検査証の有効期間の更新を受けようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機関 [デリック検査証の有効期間の更新]	2	79	28,000 ～ 199,800	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳
エレベーター検査証の有効期間の更新を受けようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機関 [エレベーター検査証の有効期間の更新]	1	33,932	16,800 ～ 33,100	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳
ゴンドラ検査証の有効期間の更新を受けようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	登録性能検査機関 [ゴンドラ検査証の有効期間の更新]	1	15,161	9,700 ～ 28,900	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳
ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のものを製造し、又は輸入したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	個別検定実施者 [ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置（電動的制動方式）明細書に合格の印を押して交付]	なし	9	124,000 ～ 250,000	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳
第二種圧力容器を製造し、又は輸入したとき	①個別（全数・抽出） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	個別検定実施者 [第二種圧力容器明細書に合格の印を押して交付。また、第二種圧力容器に刻印を押し、又は同様式による刻印を押しした銘板を取付け]	なし	62,917	4,400 ～ 111,300	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳
小型ボイラーを製造し、又は輸入したとき	①個別（全数・抽出） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	個別検定実施者 [小型ボイラー明細書に合格の印を押して交付。また、小型ボイラーに刻印を押し、又は同様式による刻印を押しした銘板を取付け]	なし	94,978	2,000 ～ 9,400	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳
小型圧力容器を製造し、又は輸入したとき	①個別（全数・抽出） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	個別検定実施者 [小型圧力容器明細書に合格の印を押して交付。また、小型圧力容器に刻印を押し、又は同様式による刻印を押しした銘板を取付け]	なし	5,422	6,600 ～ 7,100	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
45	厚生労働省	厚14	プレス機械等の型式 検定 [昭和22年度]	労働安全衛生法 (昭和47年法律 第57号) 第44条 の2第1項、第 2項	製造又は輸入された以下の対象機 械等 ・ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂 を練るロール機の急停止装置のう ち電氣的制動方式以外の制動方式 のもの ・プレス機械又はシャアの安全装 置 ・防爆構造電気機械器具(船舶安 全法の適用を受ける船舶に用いら れるものを除く。) ・クレーン又は移動式クレーンの 過負荷防止装置 ・防じんマスク(ろ過材及び面体 を有するものに限る。) ・防毒マスク(ハロゲンガス用又 は有機ガス用のものその他厚生労 働省令で定めるものに限る。) ・木材加工用丸のこ盤の歯の接触 予防装置のうち可動式のもの ・動力により駆動されるプレス機 械のうちスライドによる危険を防 止するための機構を有するもの ・交流アーク溶接機用自動電撃防 止装置 ・絶縁用保護具(その電圧が、直 流にあっては750ボルトを、交流に あっては300ボルトを超える充電電 路について用いられるものに限 る。) ・絶縁用防具(その電圧が、直流 にあっては750ボルトを、交流に あっては300ボルトを超える充電電 路に用いられるものに限る。) ・保護帽(物体の飛来若しくは落 下又は墜落による危険を防止す るためのものに限る。)	型式検定対象機械等を製 造し、又は輸入した者	・(社)産業安全技術協会 ・(社)日本クレーン協会	推薦等
46	農林水産省	農01	農産物の検査 [昭和26年度]	・農産物検査法 (昭和26年4月 10日法律第144 号) ・農産物検査法 施行令(平成7 年10月18日政令 第57号) ・農産物検査法 施行規則(昭和 26年5月19日農 林省第32号)	農産物の種類 米穀(もみ、玄米及び精米)、麦 (小麦、大麦及びはだか麦)、大 豆、小豆、いんげん、かんしょ生 切干、そば及びでん粉(全10品 目)	米穀、麦類及びその他農 産物の生産者、輸入者及 び売買取引業者のうち、 検査請求を行った者	登録検査機関 (茨城中央農業協同組合、 (財)日本穀物検定協会等)	推薦等
47	農林水産省	農02	漁船の工事完成後の 認定 [昭和26年度]	漁船法(昭和25 年法律第178号) 第8条	建造又は改造の許可を受けた動力 漁船(計画総トン数5トン以上の ものに限る。)	漁船を建造(改造)した 者	・農林水産省水産庁 ・漁業調整事務所(北海道・仙 台・瀬戸内海・九州) ・内閣府沖縄総合事務局(沖 縄) ・都道府県	直轄
48	農林水産省	農03	漁船及び登録票の検 認 [昭和26年度]	漁船法(昭和25 年法律第178号) 第13条	都道府県知事の備える漁船原簿に 登録を受けた漁船	漁船法第12条第1項又は 第17条第3項の規定によ り登録票の交付を受けた 者	・都道府県 ・鳥取県知事指定機関:(株)M S T C	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
型式検定対象機械等を製造し、又は輸入したとき	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④運転停止	型式検定実施者 [型式検定合格証の交付]	○防じんマスク及び防毒マスク以外： 3 ○防じんマスク及び防毒マスク： 5	6,291	74,000 ～ 440,000	登録検定機関が独自で決定	不詳	不詳
米穀、麦類及びその他農産物について、生産者、輸入者及び売買取引業者から検査請求があった場合	①— ②— ③検査場内 ④—	農産物検査法第17条第2項の要件にすべてに適合している者 [検査証明書の交付]	検査証明書の発行から消費までの間	不詳	不詳	登録検査機関が独自で決定	不詳	不詳
許可に係る動力漁船が竣工又は改造工事が完成したとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	農林水産大臣又は都道府県知事 [認定通知書の交付]	なし	1,300	0 ～ 3,700	都道府県手数料条例（1県のみ）	4	不詳
漁船登録票の交付を受けた日または検認の日から5年経過すること	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事・指定検認機関 [当該漁船登録票への検認証印の押印]	当該漁船の登録が失効し、又は取り消されるまで	62,693	3,600 ～ 4,000	都道府県手数料条例	21,422	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
49	農林水産省	農04	種畜検査 [昭和25年度]	家畜改良増殖法 (昭和25年法律 第209号) 第4条	牛、馬及び家畜人工授精の用に供する豚の雄	牛、馬及び家畜人工授精の用に供する豚の飼養者	・定期検査：(独)家畜改良センター ・臨時検査：都道府県	委託等
50	農林水産省	農05	特定飼料等の検定 [昭和50年度]	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号) 第5条	抗菌性物質製剤(化学的に合成されたものを除く。)、落花生油かす(インド産に限る。)	特定飼料等の検定を受けようとする者	・(独)農林水産消費安全技術センター ・自主確認・自主保安：飼料等製造業者等	委託等
51	農林水産省	農06-1	指定検疫物等の検査 (輸出検査) [昭和26年度]	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) 第45条	輸入国政府がその輸入に当たり家畜の伝染性疾病の病原体を広げるおそれの有無についての輸出国の検査証明を必要としているもの及び農林水産大臣が国際動物検疫上必要と認めて指定するもの 1 下記の動物及びその死体 (1) 偶蹄類の動物及び馬 (2) 鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類 (3) 犬 (4) 兎 (5) みつばち 2 鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の卵 3 上記1の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器 4 上記1の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿 5 上記1の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉 6 上記3のものを原料とするソーセージ、ハム及びベーコン 7 輸入国政府がその輸入に当たり家畜の伝染性疾病の病原体を広げるおそれの有無についての輸出国の検査証明を必要としているもの	輸出者	農林水産省動物検疫所	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
前年の種畜証明書交付日から1年以内	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	○定期検査：農林水産大臣 ○臨時検査：都道府県知事（臨時検査） [種畜証明書の交付]	1	5,680	定期検査：0 証明書の再交付及び書換交付：790	家畜改良増殖法施行令第13条	28	1,672
特定飼料等を販売しようとするとき	①個別（抽出） ②実地 ③検査場内 ④—	(独)農林水産消費安全技術センター [合格証を特定飼料等の容器又は包装に貼付・封かん]	なし	215	50,800 ～ 52,900	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第9条及び別表	1,137	1,360
輸出検査を希望するとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	家畜防疫官 [輸出検査証明書の交付]	なし	7,196	0	—	0	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
51	農 林 水 産 省	農 06 -2	指定検疫物等の検査 (輸入検査) [昭和26年度]	家畜伝染病予防 法(昭和26年法律 第166号)第40条	○指定検疫物の輸入検査： 指定検疫物 1 下記の動物及びその死体 (1) 偶蹄類の動物及び馬 (2) 鶏、うずら、きじ、だちよ う、ほろほろ鳥及び七面鳥並び にあひる、がちょうその他のかも 目の鳥類 (3) 犬 (4) 兎 (5) みつばち 2 鶏、うずら、きじ、だちよ う、ほろほろ鳥及び七面鳥並び にあひる、がちょうその他のかも 目の鳥類の卵 3 上記1の動物の骨、肉、脂 肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄 、臍及び臓器 4 上記1の動物の生乳、精液、 受精卵、未受精卵、ふん及び尿 5 上記1の動物の骨粉、肉粉、 肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄 角粉及び臓器粉 6 上記3のものを原料とする ソーセージ、ハム及びベーコン 7 省令に規定される地域(その地 域に属する諸島を含む。)から発 送され、又はこれらの地域を 経由した穀物のわら(飼料用以外 の用途に供するために加工し、 又は調整したものを除く。)及 び飼料用の乾草 8 第36条第1項ただし書の許 可を受けて輸入する物 ○指定検疫物以外のものの検査： 指定検疫物以外の物であって 家畜の伝染病疾病(監視伝染病) の病原体により汚染し、又は汚 染しているおそれのあるもの ○指定検疫物等の事前の検査： 法に基づく指定検疫物又はそ 他の物であって、監視伝染病の 病原体により汚染し、又は汚染 しているおそれのあるもの	輸入者	農林水産省動物検疫所	直轄
52	農 林 水 産 省	農 07	医薬品の検定※ [昭和35年度] <厚生労働省(40) と共管>	薬事法(昭和35 年法律第145号) 第83条第1項の 規定により読み 替えて適用され る同法第43条第 1項	生物学的製剤(ワクチン、体外診 断用医薬品等)	農林水産大臣の指定する 医薬品の製造販売業者	動物医薬品検査所	直轄
53	農 林 水 産 省	農 08 -1	普通肥料の登録 (登録) [昭和25年度]	・肥料取締法 (昭和25年法律 第127号)第4条	普通肥料	生産業者、輸入業者、登 録外国生産業者	・農林水産省 ・(独)農林水産消費安全技術セ ンター	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
輸入後遅滞なく	①個別（全数・抽出） ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	家畜防疫官 [○指定検疫物の輸入検査：輸入検疫証明書の交付若しくはANTIPASによる合格通知 ○指定検疫物以外のものの検査：輸入検査申請書への押印、輸入検疫証明書の交付若しくはANTIPASによる検査済通知 ○指定検疫物等の事前の検査：輸入検疫証明書の交付若しくは予定されている検査場所への送致の許可]	なし	403,444	0	—	0	不詳
医薬品を販売等するとき	①個別（全数） ②— ③— ④—	動物医薬品検査所長 [検定合格証紙の交付]	各薬品の有効期間	691	不詳	動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件（平成17年農林水産省告示第516号）	34,353	11,870
普通肥料を業として生産し、又は輸入しようとするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④—	農林水産大臣 [肥料登録証の交付]	3又は6	1,481	21,100	肥料取締法施行令第1条の4	3,125	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 〔創設年度〕	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
53	農 林 水 産 省	農 08 -2	普通肥料の登録 (登録の有効期間の 更新) 〔昭和25年度〕	・肥料取締法 (昭和25年法律 第127号) 第12条	普通肥料	生産業者、輸入業者、登 録外国生産業者	・農林水産省、地方農政局 ・(独)農林水産消費安全技術セ ンター	直轄
54	農 林 水 産 省	農 09	農機具の検査 〔昭和28年度〕	農業機械化促進 法(昭和28年法 律第252号) 第6 条	①トラクター(乗用型)、②田植 機(乗用型)、③野菜移植機、④ 動力噴霧器、⑤スピード・スプ レーヤー、⑥コンバイン(自脱 型)、⑦コンバイン(普通型)、 ⑧ポテト・ハーベスター、⑨ビー ト・ハーベスター、⑩農用トラク ター(乗用型)	型式検査を依頼する者 (本邦内に住所又は居所 (法人にあっては、営業 所)を有しない者を含 む。)	(独)農業・食品産業技術総合研 究機構	委託等
55	農 林 水 産 省	農 10	輸出入植物等の検査 〔昭和25年度 (ただし、移動制限 植物等の移動の検査 については、昭和46 年度)〕	○輸入植物等の 検査：植物防疫 法(昭和25年法 律第151号) 第8 条第1項 ○輸入植物等の 輸入に先立つ検 査：法第8条第 3項 ○輸入植物等の 郵便事業株式会 社の事業所から の通知に基づく 検査：法第8条 第4項、第5項 ○輸入植物等の 受取人届出によ る検査：法第8 条第6項 ○輸出植物の検 査：法第10条第 1項、国際植物 防疫条約第4 条、第5条 ○移動制限植物 等の移動の検 査：法第16条の 2第1項	○輸入植物等の検査：輸入植物等 ○輸入植物等の輸入に先立つ検 査：輸入植物等で植物防疫官が必 要と認めるもの ○輸入植物等の郵便事業株式会 社の事業所からの通知に基づく検 査：植物又は輸入禁止品を包有 し、又は包有している疑いのある 小形包装物又は小包郵便物 ○輸入植物等の受取人届出による 検査：検査を受けていない植物を 包有している小形包装物又は小包 郵便物 ○輸出植物の検査：国際植物防疫 条約が定めるところにより、我が 国から海外へ農産物を輸出する際 に、輸入国が我が国の検査証明書 を必要としている植物及びその容 器包装 ○輸出植物の検査(栽培地検 査)：輸入国がその輸入につき栽 培地における検査を要求している 植物その他農林水産省令で定める 植物(= ゆり、チューリップ等)	○輸入植物等の検査、輸 入植物等の輸入に先立つ 検査：輸入者 ○輸入植物等の郵便事業 株式会社の事業所からの 通知に基づく検査：郵便 物 ○輸入植物等の受取人届 出による検査：植物を包 有している小形包装物又 は小包郵便物を受け取っ た者 ○輸出植物の検査：輸入 国が我が国の検査証明書 を必要としている植物及 びその容器包装を輸出し ようとする者 ○輸出植物の検査(栽培 地検査)：輸入国がその 輸入につき栽培地におけ る検査を要求している植 物その他農林水産省令で 定める植物(= ゆり、 チューリップ等)を輸出 しようとする者 ○移動制限植物等の移動 の検査：農林水産省令で 定める地域(= 南西諸島 等)内にある植物で、他 の地域への移動を制限す る必要があるものとして 農林水産省令で定めるも の(= かんきつ苗木類、 さつまいも等)及びその 容器包装を当該地域から 持ち出そうとする者	農林水産省植物防疫所	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
普通肥料を業として生産し、又は輸入しようとするとき	①個別（全数） ②書面 ③検査場内 ④一	農林水産大臣 [肥料登録証の交付]	3又は6	4,975	8,100	肥料取締法施行令第1条の4	4,030	不詳
検査対象機種が通常の製造ラインで製造されたもののうちから抽出されたものを原則として随時	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④運転中・運転停止	(独)農業・食品産業技術総合研究機構理事長 [検査合格証及び検査成績表の交付]	なし	56	732,000 (一例)	独立行政法人が独自で決定	18,541,000	不詳
○輸入植物等の検査、輸入植物等の輸入に先立つ検査：輸入後遅滞なく ○輸入植物等の郵便事業株式会社の事業所からの通知に基づく検査、輸入植物等の受取人届出による検査：送付を受けた時は遅滞なく ○輸出植物の検査：検査申請に対し、植物防疫官が検査期日を通知 ○輸出植物の検査（栽培地検査）：検査申請に対し、植物防疫官が検査期日を通知 ○移動制限植物等の移動の検査：検査申請に対し、植物防疫官が検査期日を通知	①個別（全数・抽出） ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④一	植物防疫官 [○輸入関係：合格の証印の押印、証票又は証明書 の交付 ○輸出関係：合格の証印の押印、証票又は証明書 の交付 ○移動制限植物等の移動の検査：合格の証印の押印、証票又は証明書 の交付]	なし	1,078,433	0	—	0	160,660 の内数 (個別の検査毎に実施費用を切り分ける事が困難であるため、植物防疫所における事業費、「食の安全及び消費者の信頼確保対策」（平成21年度）の決算額を記載)

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
56	農林水産省	農11	種苗の検査 [昭和25年度]	植物防疫法(昭和25年法律第151号)第13条	指定種苗(種馬鈴しょ)	種苗の生産者(北海道、青森県、岩手県、福島県、群馬県、山梨県、長野県、岡山県、広島県、長崎県及び熊本県の生産者に限る。)	農林水産省植物防疫所	直轄
57	農林水産省	農12-1	農薬の登録 (新規登録) [昭和23年度]	農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条	農薬	農薬の製造者、輸入者	(独)農林水産消費・安全技術センター	直轄
57	農林水産省	農12-2	農薬の登録 (再登録) [昭和23年度]	農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条	農薬	農薬の製造者、輸入者	(独)農林水産消費・安全技術センター	直轄
57	農林水産省	農12-3	農薬の登録 (変更登録) [昭和23年度]	農薬取締法(昭和23年法律第82号)第6条	農薬	農薬の製造者、輸入者	(独)農林水産消費・安全技術センター	直轄
58	農林水産省	農13	輸入する指定動物の感染症の検査 [平成10年度]	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第55条、第56条	指定動物のうちサル	輸入者	農林水産省動物検疫所	直轄
59	経済産業省	経01-1	特定計量器の検定 (特定計量器の検定) [昭和26年度]	計量法(平成4年法律第51号)第16条第1項第2号イ	計量法施行令第2条の各号の規定で定められた18種類の特定計量器	・特定計量器の製造事業者及び輸入事業者 ・取引又は証明に特定計量器を使用する者	・(独)産業技術総合研究所 ・都道府県 ・(財)日本品質保証機構 ・日本電気計器検定所 ・自主確認・自主保安：指定製造事業者	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
植付前、栽培中 (3回)、収穫後	①個別（抽出） ②書面・実地 ③現地 ④—	植物防疫官 [合格証明書の 交付]	なし	8,208	0	—	0	160,660 の内数 (個別の検査 毎に実施費用 を切り分ける 事が困難であ るため、植物 防疫所におけ る事業費、 「食の安全及 び消費者の信 頼確保対策」 (平成21年 度)の決算額 を記載)
登録を受けよう とするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④—	農林水産大臣 [農薬の登録票 の交付]	3	288	268,000	農薬取締法施 行令第1条第 1項	7,718	不詳
登録を受けよう とするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④—	農林水産大臣 [農薬の登録票 の交付]	3	1,339	71,100	農薬取締法施 行令第1条第 1項	9,520	不詳
登録を受けよう とするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④—	農林水産大臣 [農薬の登録票 の交付]	3	1,452	99,000	農薬取締法施 行令第1条第 3項	13,068	不詳
輸入後遅滞なく	①— ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	家畜防疫官 [輸入検査証明 書の交付]	なし	65	0	—	0	不詳
・特定計量器が 使用又は使用に 供されるために 所持される前 ・検定有効期間 満了前	①個別（全数） ②実地 ③検査場内・現地 ④—	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・日本電気計器 検定所 ・指定検定機関 [検定証印の付 与]	一部の特定計量器 について当該特定 計量器ごとに設定	不詳	不詳	・経済産業 省：計量法関 係手数料令第 2条及び別表 第2 ・地方自治体 が条例に基づ き制定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
59	経済産業省	経01-2	特定計量器の検定 (変成器付電気計器の検査) [平成4年度]	計量法(平成4年法律第51号)第16条第2項	変成器付電気計器(電気計器(最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計)及びこれと共に使用される変成器)	変成器付電気計器の製造事業者、修理事業者及び輸入事業者、取引又は証明に変成器付電気計器を使用する者	・経済産業省 ・指定検定機関 ・日本電気計器検定所 ・自主確認・自主保安：指定製造事業者	委託等
59	経済産業省	経01-3	特定計量器の検定 (車両等装置用計器の装置検査) [平成5年度]	計量法(平成4年法律第51号)第16条第3項	タクシメーター	タクシー事業者	・(独)産業技術総合研究所 ・都道府県	委託等
59	経済産業省	経01-4	特定計量器の検定 (特定計量器の定期検査) [昭和26年度]	計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項	質量計(非自動はかり、分銅及びおもり)及び皮革面積計	特定計量器(質量計・皮革面積計)の使用者	・特定市町村 ・都道府県	直轄
59	経済産業省	経01-5	特定計量器の検定 (特定計量器の型式承認、指定検定機関による特定計量器の試験、特定計量器の型式承認の更新) [昭和41年度]	○型式承認：計量法(平成4年法律第51号)第76条第1項、第81条第1項及び第89条第1項 ○特定計量器の試験：法第76条第3項、第78条第1項、第81条第2項(第76条第3項及び第78条第1項準用)及び第89条第3項(第76条第3項及び第78条第1項準用) ○型式承認の更新：法第83条第1項及び第89条第3項(第83条第1項準用)	計量法施行令第2条の各号の規定で定められた18種類の特定計量器	○型式承認：型式承認を受けようとする製造事業者、輸入事業者、外国製造事業者 ○特定計量器の試験：型式承認を受けようとする製造事業者、輸入事業者、外国製造事業者のうち、指定検定機関の試験を受けようとする者 ○型式承認の更新：型式承認の更新を受けようとする者	○型式承認： ・(独)産業技術総合研究所 ・日本電気計器検定所 ○特定計量器の試験： (財)日本品質保証機構 ○型式承認の更新： ・(独)産業技術総合研究所 ・日本電気計器検定所	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
○機械式：5年ごと ○電子式：7年ごと (なお、変成器については、前回検査日から14年未満の場合は、書面のみで可)	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④一	・経済産業大臣 ・日本電気計器検定所 ・指定検定機関 [合番号の付与]	○機械式：5 ○電子式：7	1,050,432	1,250 ～ 233,400 ただし、書面提出のみの場合、電気計器の数に970円を乗じた額（複合電気計器の場合、電気計器の種類毎に970円と同種の電気計器の2個以降は、1個増える毎に10円を加算した額）	計量法関係手数料令第3条	84,611	不詳
装置検査証印有効期間満了日前	①個別（全数） ②実地 ③検査場内 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・指定検定機関 [装置検査証印の付与]	1	不詳	不詳	地方自治体が条例に基づき制定	不詳	不詳
1年以上において特定計量器ごとに施行令で定める期間（質量計：2年、皮革面積計：1年）に1回、都道府県知事又は特定市町村長が定める期日	①個別（全数） ②実地 ③検査場内・現地 ④一	・都道府県知事 ・特定市町村長 ・指定定期検査機関 [定期検査済証印の付与]	○質量計：2 ○皮革面積計：1	不詳	不詳	地方自治体が条例に基づき制定	不詳	不詳
認定等を受けようとするとき	①型式 ②一 ③一 ④一	○型式承認：経済産業大臣、日本電気計器検定所 ○特定計量器の試験：指定検定機関 ○型式承認の更新：経済産業大臣、日本電気計器検定所 [○型式承認：申請者への書面による通知 ○特定計量器の試験：型式試験合格証の交付 ○型式承認の更新：型式承認更新申請受理書の交付]	型式承認：10	193 (産業技術総合研究所)	○型式承認、特定計量器の試験： 15,800 ～ 874,600 (独)産業技術総合研究所) 124,900 ～ 683,700 (財)日本品質保証機構) ○型式承認の更新： 1,950	○型式承認：計量法関係手数料令第4条第1項及び別表4 ○特定計量器の試験：計量法第106条第1項において準用する計量法第30条第1項 ○型式承認の更新：計量法関係手数料令第4条第2項	3,620 【産業技術総合研究所】	不詳

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
60	経済産業省	経02	基準器検査 [昭和26年度]	計量法（平成4年法律第51号）第102条第1項	検定、定期検査等に用いる計量器	基準器検査を受けることができる者（検定、定期検査等を行う者）	・（独）産業技術総合研究所 ・都道府県 ・日本電気計器検定所	委託等
61	経済産業省	経03	計量証明検査 [昭和26年度]	計量法（平成4年法律第51号）第116条	非自動はかり、分銅及びおもり、皮革面積計、騒音計、振動レベル計、ジルコニア式酸素濃度計外9形式	計量証明事業者	・都道府県 ・都道府県知事が指定する指定計量証明検査機関	委託等
62	経済産業省	経04	航空機の製造・修理の確認 [昭和27年度]	航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第8条、第10条	許可事業者の製造・修理に係る航空機	航空機の製造及び修理に係る許可事業者	自主確認・自主保安：航空機製造事業者、航空機修理事業者	—
63	経済産業省	経05	航空機用機器の製造証明 [昭和27年度]	航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第12条	許可事業者・届出事業者の製造に係る航空機用機器	航空機用機器の製造に係る許可事業者又は届出事業者	自主確認・自主保安：航空機用機器製造事業者	—
64	経済産業省	経06	設備及び技術の検定 [昭和62年度]	・航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の9、第3条の2、第6条、第9条、第11条、第14条、第15条、第16条、第17条 ・航空工場検査官及び航空工場検査員検査規則（平成12・06・27機局第7号） ・航空工場検査官及び航空工場検査員検査実施細則（平成12・06・27機局第7号）	航空機及び航空機用機器の製造・修理に係る設備及び作業	航空機及び航空機用機器の製造・修理に係る許可事業者・届出事業者	経済産業省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
・基準器として使用する前 ・基準器検査証印の有効期間満了日前	①個別（全数） ②実地 ③検査場内・現地 ④—	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・日本電気計器検定所 [・基準器検査証印の付与 ・基準器検査成績書の交付]	基準器の種類ごとに定める期間	不詳	不詳	・計量法関係手数料規則第5条、別表第2及び別表第3 ・地方自治体条例に基づき決定	不詳	不詳
計量法第107条の登録を受けた日から特定計量器ごとに政令で定める期間（1～3年）の範囲	①個別（全数） ②実地 ③検査場内・現地 ④—	検査実施主体（都道府県知事又は指定計量証明検査機関） [計量証明検査済証印の付与]	計量証明検査の対象である特定計量器ごとに、計量証明検査を受けるべき期間が1～3年の範囲	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳
航空機を製造又は修理したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	航空検査技術者 [製造確認書の交付]	なし	632	—	—	—	—
航空機用機器を製造したとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	航空検査技術者 [製造確認書の交付]	なし	3,403	—	—	—	—
許可事業者又は届出事業者に対して実施	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	航空工場検査官 [検定合格証の交付]	なし	329	0	—	0	0

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
65	経済産業省	経07	製造・修理検査 [昭和27年度]	航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第6条、第9条、第11条、第14条、第15条、第16条、第17条 ・航空工場検査官及び航空工場検査員検査規則（平成12・06・27機局第7号） ・航空工場検査官及び航空工場検査員検査実施細則（平成12・06・27機局第7号）	航空機及び航空機用機器の製造方法及び修理方法	航空機及び航空機用機器の製造方法及び修理方法の認可を受けようとする許可事業者及び届出事業者	経済産業省	直轄
66	経済産業省	経08	特別特定製品の適合性検査 [昭和49年度]	消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第12条	浴槽用温水循環器、携帯用レーザー応用装置、乳幼児用ベット	特別特定製品を製造又は輸入した者	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)電気安全環境研究所 ・(財)日本ガス機器検査協会 ・(財)日本燃焼機器検査協会 ・(財)日本品質保証機構 ・(財)日本文化用品安全試験所 	推薦等
67	経済産業省	経09-1	石油パイプライン事業用施設の検査※ （事業用施設の完成検査、事業用施設の一部完成検査、工事を必要としない事業用施設の検査、事業用施設の完成検査（法第15条第1項本文に規定するもの以外のもの）） [昭和47年度] ＜総務省(18)、国土交通省(99)と共管＞	石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第16条第1項、第4項、第18条第1項、第19条第2項	「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」の別表第一、二に掲げる工事を完成し、主務大臣に対して検査を申請した事業用施設	石油パイプライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 ・経済産業省 ・国土交通省 	直轄
67	経済産業省	経09-2	石油パイプライン事業用施設の検査※ （事業用施設の保安検査） [昭和47年度] ＜総務省(18)、国土交通省(99)と共管＞	石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第29条	事業用施設（送油圧送機及び送油導管並びにこれらの付属設備）	石油パイプライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 ・経済産業省 ・国土交通省 	直轄
68	経済産業省	経10	導管の使用前自主検査 [昭和47年度]	熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第22条第1項	法第21条第1項に基づく工事計画を経済産業大臣に届出をした導管（導管の最高使用温度が184度以上であって、最高使用圧力が1MPa以上）	法第21条第1項の届出をした者	自主確認・自主保安：熱供給事業者	—

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
航空機及び航空機用機器の製造方法又は修理方法に関する認可申請を処理する際	①個別（全数） ②書面 ③一 ④一	航空工場検査官 又は航空工場検査員 [検査報告書への記載]	なし	96	23,300 ～ 106,700	航空機製造事業法施行令第7条	436	0
販売するまで	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④一	登録検査機関 [適合性証明書の交付]	3～10	531	品目の部品数、種類により異なる。	登録検査機関が独自で決定	不詳	不詳
当該事業用施設の工事完成後等	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	・総務大臣 ・経済産業大臣 ・国土交通大臣 [完成検査合格証の交付]	なし	2	526,300	石油パイプライン事業法第33条及び石油パイプライン事業法施行令第3条第1項	105	1 (検査に要した旅費（総務省及び国土交通省分を除く）)
前回の検査の日から1年を経過した日の前後1月を超えない日（ただし、省令第6条第2項第1号及び第2号に掲げる場合は、主務大臣が定める時期）	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	・総務大臣 ・経済産業大臣 ・国土交通大臣 [検査結果通知書の交付]	検査周期は、最大13か月（ただし、省令第6条第2項第1号及び第2号に掲げる場合は、主務大臣が定める時期）	1	526,300	石油パイプライン事業法第33条及び石油パイプライン事業法施行令第3条第2項	53	1 (検査に要した旅費（総務省及び国土交通省分を除く）)
導管の使用前	①一 ②実地 ③一 ④運転停止	— (自主検査に移行したため。)	なし	0	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
69	経済産業省	経11-1	電気工作物の検査 (事業用電気工作物の使用前検査(原子力発電所)) [昭和39年度]	電気事業法(昭和39年法律第170号)第49条	事業用電気工作物(原子力発電所)	電気事業者(北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電及び電源開発)	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
69	経済産業省	経11-2	電気工作物の検査 (事業用電気工作物の定期検査(原子力発電所)) [昭和39年度]	電気事業法(昭和39年法律第170号)第54条	事業用電気工作物(原子力発電所)	電気事業者(北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電及び電源開発)	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
70	経済産業省	経12	燃料体の検査 (国産燃料体の検査、輸入燃料体の検査) [昭和39年度]	○国産燃料体： 電気事業法(昭和39年法律第170号)第51条第1項 ○輸入燃料体： 法第51条第3項	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質(国産燃料体及び輸入燃料体)	○国産燃料体：料加工事業者3社(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、原子燃料工業及び三菱原子燃料)(設計認可申請は燃料設計事業者) ○輸入燃料体：電気事業者10社(北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電及び電源開発)	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
71	経済産業省	経13	特定電気用品の適合性検査 [平成13年度]	電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第9条	電線、ヒューズ、配線器具、電流制限器、変圧器・安定器、電熱器具等	特定電気用品を製造又は輸入した者	・(財)電気安全環境研究所 ・(財)日本品質保証機構 ・(社)電線総合技術センター	推薦等
72	経済産業省	経14	ガス工作物の使用前検査 [昭和29年度]	ガス事業法(昭和29年法律第51号)第36条の2の2第1項、第37条の7第2項、第37条の8、第37条の10	ガス工作物(ガス発生設備、ガス精製設備、液化ガス用貯槽、熱交換器、冷凍設備、ガスホルダー、整圧器、導管等のうち一定のもの) 特定ガス工作物(容器(高压ガス保安法第41条に規定する容器を除く。)、集合装置、気化装置、調整装置等)	ガス工作物の設置又は変更の工事を行う一般ガス事業者、大ロガス事業者、ガス導管事業者、特定ガス工作物の設置又は変更の工事を行う簡易ガス事業者	・(財)日本ガス機器検査協会 ・高压ガス保安協会	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
工事实施中・終了後、使用する前まで	①— ②書面・実地 ③— ④運転停止	経済産業大臣 [合格証の発給]	該当となる設置・変更工事が実施されるまで	112	111,000 ～ 105,001,600	電気事業法関係手数料規則第2条及び別表第2	4,709	不詳
○蒸気タービン：運転が開始された日又は定期検査が終了した日から1年を経過した日以降13月を超えない時期（最長25か月） ○発電用原子炉・同附属施設：運転が開始された日又は定期検査が終了した日以降13月を超えない時期（最長24か月）	①— ②書面・実地 ③— ④運転停止	経済産業大臣 [終了証の発給]	○蒸気タービン：運転が開始された日又は定期検査が終了した日から1年を経過した日以降13月を超えない時期（最長25か月） ○発電用原子炉・同附属施設：運転が開始された日又は定期検査が終了した日以降13月を超えない時期（最長24か月）	33	78,600 ～ 342,500	電気事業法関係手数料規則第5条及び別表第5	5,476	不詳
燃料体を使用する前まで（合格する必要あり）	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	経済産業大臣 [燃料体検査合格証の交付]	なし	56	○国産燃料体： 85,600 ～ 90,200 (千個を超えない額) ○輸入燃料体： 42,800 ～ 45,100	電気事業法関係手数料規則第3条及び別表第3	2,864	不詳
販売するまで	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	登録検査機関 [適合性証明書の交付]	3～7	5,627	品目の部品数、種類により異なる。	登録検査機関が独自で決定	不詳	不詳
ガス工作物及び特定ガス工作物の使用前	①— ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	登録ガス工作物検査機関 [使用前検査合格書の交付]	検査を受けた構造設備に変更がない限り有効	269	5,000 ～ 1,138,300 (導管の場合、導管の長さに応じて加算)	登録検査機関が独自で決定	・(財)日本ガス機器検査協会： 4,330 ・高圧ガス保安協会： 284	・(財)日本ガス機器検査協会： 4,720 ・高圧ガス保安協会： 不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
73	経済産業省	経15	特定ガス用品の適合性検査 [昭和46年度]	ガス事業法(昭和29年法律第51号)第39条の11第1項	半密閉式ガス瞬間湯沸器、半密閉式ガストープ、半密閉式ガスバーナー付ふろがま、ガスふろバーナー	特定ガス用品を製造又は輸入した者	○(財)日本ガス機器検査協会	推薦等
74	経済産業省	経16-1	高圧ガス製造施設等の検査(完成検査) [昭和26年度]	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第20条第1項	設置の工事を完成した高圧ガス製造施設、高圧ガス貯蔵施設	高圧ガスの製造又は貯蔵の許可を受けた者で高圧ガス施設の設置を完成させた者	・都道府県 ・高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関 ・自主確認・自主保安：認定完成検査実施者	委託等
74	経済産業省	経16-2	高圧ガス製造施設等の検査(特定変更工事に係る完成検査) [昭和26年度]	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第20条第3項	変更工事により完成した高圧ガス製造施設、高圧ガス貯蔵施設	高圧ガスの製造又は貯蔵の許可を受けた者で高圧ガス施設の変更工事を完成させた者	・都道府県 ・高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関 ・自主確認・自主保安：認定完成検査実施者	委託等
74	経済産業省	経16-3	高圧ガス製造施設等の検査(特定施設の保安検査) [昭和26年度]	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第35条第1項	高圧ガスの爆発その他災害のおそれのある高圧ガス施設のうち、特定施設	高圧ガスの製造許可を受けた者で特定施設を有する者	・都道府県 ・高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関 ・自主確認・自主保安：認定保安検査実施者	委託等
74	経済産業省	経16-4	高圧ガス製造施設等の検査(特定設備検査) [昭和50年度]	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第56条の3第1項	特定設備(高圧ガス設備のうち、次に掲げる容器以外の容器及び当該容器の支持構造物) 1 容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)の適用を受ける容器 2 指定設備の認定を受けた窒素を製造する設備の容器 3 設計圧力(メガパスカル)と内容積(立方メートル)の積が0.004以下の容器 4 内容積が0.001立方メートル以下かつ設計圧力が30メガパスカル未満の容器 5 ポンプ、圧縮機及び畜圧機に係る容器 6 ショック・アブソーバその他の緩衝装置に係る容器 7 流量計、液面計その他の計測器機及びストレーナに係る容器 8 自動車用エアバックガス発生器に係る容器 9 蓄電池に係る容器	特定設備を製造する者	・経済産業省 ・高圧ガス保安協会、指定特定設備検査機関 ・自主確認・自主保安：登録特定設備製造業者	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
販売するまで	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④-	登録検査機関 [適合性証明書 の交付]	5	23	品目の部品 数、種類によ り異なる。	登録検査機関 が独自で決定	不詳	不詳
施設完成後、使 用前（随時）	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	・都道府県知事 ・高圧ガス保安 協会 ・指定完成検査 機関 [完成検査証の 交付]	なし	493 (都道府県、 高圧ガス保安 協会、指定完 成検査機関に よる検査実施 件数の合計)	5,500 ～ 420,000 4,950 ～ 378,000	地方公共団体 の手数料の標 準に関する政 令 ・高圧ガス保 安協会が経済 産業大臣の認 可を受け決定	8,810 【都道府県】 (完成検査と 特定変更工事 に係る完成検 査の合計)	不詳
変更工事完成後 で使用 前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	・都道府県知事 ・高圧ガス保安 協会 ・指定完成検査 機関 [完成検査証の 交付]	なし	5,437 (都道府県、 高圧ガス保安 協会、指定完 成検査機関に よる検査実施 件数の合計)	2,400 ～ 277,500 2,160 ～ 249,700	地方公共団体 の手数料の標 準に関する政 令 ・高圧ガス保 安協会が経済 産業大臣の認 可を受け決定	8,810 【都道府県】 (完成検査と 特定変更工事 に係る完成検 査の合計)	不詳
使用中	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	・都道府県知事 ・高圧ガス保安 協会 ・指定保安検査 機関 [保安検査証の 交付]	通常1	11,333 (都道府県、 高圧ガス保安 協会、指定保 安検査機関に よる検査実施 件数の合計)	7,700 ～ 610,000 6,900 ～ 549,000	地方公共団体 の手数料の標 準に関する政 令 ・高圧ガス保 安協会が経済 産業大臣の認 可を受け決定	41,155 【都道府県】	不詳
特定設備の設計 時、材料確認時 及び製造時	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④-	・経済産業大臣 ・高圧ガス保安 協会 ・指定特定設備 検査機関 [特定設備検査 合格証の交付]	なし	6,889 (登録特定設 備製造業者の 検査実施件数 は含まれてい ない。) (特定設備検 査と輸入特定 設備検査の合 計)	9,800 ～ (16,176,800) 6,600 ～ (14,170,000)	・高圧ガス保 安法関係手 料令第3条 ・高圧ガス保 安協会が経済 産業大臣の認 可を受け決定	15,294 【高圧ガス保 安協会】 (特定設備検 査と輸入特定 設備検査の合 計)	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
74	経済産業省	経16-5	高圧ガス製造施設等の検査 (輸入特定設備検査) [昭和50年度]	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第56条の3 第2項	特定設備(高圧ガス設備のうち、次に掲げる容器以外の容器及び当該容器の支持構造物) 1 容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)の適用を受ける容器 2 指定設備の認定を受けた窒素を製造する設備の容器 3 設計圧力(メガパスカル)と内容積(立方メートル)の積が0.004以下の容器 4 内容積が0.001立方メートル以下かつ設計圧力が30メガパスカル未満の容器 5 ポンプ、圧縮機及び蓄圧機に係る容器 6 ショック・アブソーバその他の緩衝装置に係る容器 7 流量計、液面計その他の計測器機及びストレーナに係る容器 8 自動車用エアバックガス発生器に係る容器 9 蓄電池に係る容器	特定設備の輸入をした者	・経済産業省 ・高圧ガス保安協会、指定特定設備検査機関 ・自主確認・自主保安：外国登録特定設備製造業者	委託等
74	経済産業省	経16-6	高圧ガス製造施設等の検査 (本邦に輸出される特定設備の検査) [昭和58年度]	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第56条の3 第3項	特定設備(高圧ガス設備のうち、次に掲げる容器以外の容器及び当該容器の支持構造物) 1 容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)の適用を受ける容器 2 指定設備の認定を受けた窒素を製造する設備の容器 3 設計圧力(メガパスカル)と内容積(立方メートル)の積が0.004以下の容器 4 内容積が0.001立方メートル以下かつ設計圧力が30メガパスカル未満の容器 5 ポンプ、圧縮機及び蓄圧機に係る容器 6 ショック・アブソーバその他の緩衝装置に係る容器 7 流量計、液面計その他の計測器機及びストレーナに係る容器 8 自動車用エアバックガス発生器に係る容器 9 蓄電池に係る容器	特定設備を製造する者	・経済産業省 ・高圧ガス保安協会、指定特定設備検査機関 ・自主確認・自主保安：外国登録特定設備製造業者	委託等
75	経済産業省	経17	輸入高圧ガスの検査 [昭和26年度]	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第22条第1項	輸入した高圧ガス及びその容器	高圧ガスを輸入した者	・都道府県 ・高圧ガス保安協会、指定輸入検査機関	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
特定設備を輸入 した後、遅滞な く	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④－	・経済産業大臣 ・高圧ガス保安 協会 ・指定特定設備 検査機関 [特定設備検査 合格の交付]	なし	6,889 （登録特定設 備製造業者の 検査実施件数 は含まれてい ない。） （特定設備検 査と輸入特定 設備検査の合 計）	9,800 ～ (16,176,800) 6,600 ～ (14,170,000)	・高圧ガス保 安法関係手 料令第3条 ・高圧ガス保 安協会が経済 産業大臣の認 可を受け決定	15,294 【高圧ガス保 安協会】 （特定設備検 査と輸入特定 設備検査の合 計）	不詳
特定設備を輸入 する前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④－	・経済産業大臣 ・高圧ガス保安 協会 ・指定特定設備 検査機関 [特定設備検査 合格の交付]	なし	6,955 【高圧ガス保 安協会】	9,800 ～ (16,176,800) 3,800 ～ （旅費及び海 外加算額を除 く。）	・高圧ガス保 安法関係手 料令第3条 ・高圧ガス保 安協会が経済 産業大臣の認 可を受け決定	3,270 【高圧ガス保 安協会】	不詳
高圧ガス及びそ の容器を輸入し ようとするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③－ ④－	・都道府県知事 ・高圧ガス保安 協会 ・指定輸入検査 機関 [輸入検査合格 証の交付]	なし	3,707 （都道府県、 高圧ガス保安 協会、指定輸 入検査機関に よる検査実施 件数の合計）	13,000 ～ 27,000 11,700 ～ 24,300	・地方公共団 体の手数料の 標準に関する 政令 ・高圧ガス保 安協会が経済 産業大臣の認 可を受け決定	1,801 【都道府県】	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
76	経済産業省	経18-1	容器検査※ (容器検査) [昭和26年度] <国土交通省(123)と共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第44条	高圧ガスを充てんするための容器	容器を製造又は輸入した者	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安：登録容器製造業者、外国登録容器製造業者	委託等
76	経済産業省	経18-2	容器検査※ (容器再検査) [昭和26年度] <国土交通省(123)と共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第49条	高圧ガスを充てんするための容器	容器検査、容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後、経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器に高圧ガスを充てんしようとする者	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安：容器検査所	委託等
77	経済産業省	経19-1	附属品検査※ (附属品検査) [昭和26年度] <国土交通省(124)と共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第49条の2	バルブ、安全弁、緊急しゃ断装置	附属品を製造又は輸入した者	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安：登録附属品製造業者、外国登録附属品製造業者	委託等
77	経済産業省	経19-2	附属品検査※ (附属品再検査) [昭和26年度] <国土交通省(124)と共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第49条の4	バルブ、安全弁、緊急しゃ断装置	附属品検査、附属品再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後、経済産業省令で定める期間を経過した附属品又は損傷を受けた附属品に装置した容器に高圧ガスを充てんしようとする者等	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安：容器検査所	委託等
78	経済産業省	経20	液化石油ガス貯蔵施設等の検査 (貯蔵施設の完成検査) [昭和42年度]	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号) 第37条の3	・設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更した貯蔵施設 ・設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更した特定供給設備	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者	・都道府県 ・公益法人 ・民間法人 ・高圧ガス保安協会	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
製造又は輸入後、譲渡又は引渡し前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 [刻印等]	容器の種類によりそれぞれ規定	1,604,062 【高圧ガス保安協会】	・80～（容量に応じて加算） ・90～（容量に応じて加算） ・70～（容器の種類、受検本数、容量による）	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	9,327 【高圧ガス保安協会】	不詳
容器検査又は容器再検査の刻印等で示された月の前月の末日から起算して、規則で定める容器ごとに1ないし6年の期間を経過する前	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・容器検査所 [刻印等]	容器の種類によりそれぞれ規定	8,061,575 【容器検査所】	・80～（容量に応じて加算） ・90～（容量に応じて加算） ・70～（容器の種類、容量による）	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	1,522,663 【容器検査所】	不詳
製造又は輸入後、譲渡又は引渡し前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 [刻印等]	附属品の種類によりそれぞれ規定	11,204,714 【高圧ガス保安協会】	・20～1,050 ・21～1,100 ・16～（附属品の種類、受検個数、容量による）	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	7,930 【高圧ガス保安協会】	不詳
附属品再検査の期間は、原則として2年であるが、一定の要件を満たす場合にあっては、附属品検査等合格日から2年を経過して最初に受ける容器再検査の日まで	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・容器検査所 [刻印等]	附属品の種類によりそれぞれ規定	2,375,560 【容器検査所】	・20～1,050 ・21～1,100 ・16～（附属品の種類、受検個数、容量による）	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	73,915 【容器検査所】	不詳
貯蔵施設の使用前、特定供給設備の使用前	①一 ②書面・実地 ③一 ④一	・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定完成検査機関 [貯蔵施設等の完成検査証の交付]	検査を受けた施設に変更がない限り有効	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
79	経済産業省	経21-1	液化石油ガス充てん設備の検査 (充てん設備の完成検査) [平成9年度]	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第4項	設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更した充てん設備	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県 公益法人 民間法人 高圧ガス保安協会 	委託等
79	経済産業省	経21-2	液化石油ガス充てん設備の検査 (充てん設備の保安検査) [平成9年度]	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の6	充てん設備	充てん事業者	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県 公益法人 民間法人 高圧ガス保安協会 	委託等
80	経済産業省	経22	特定液化石油ガス器具等の適合性検査 [昭和43年度]	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第47条第1項	カートリッジガスこんろ、半密閉式瞬間湯沸器、半密閉式バーナー付ふろがま、ふろがま、ふろバーナー、半密閉式ストーブ、ガス栓	特定液化石油ガス器具等を製造又は輸入した者	<ul style="list-style-type: none"> (財)日本ガス機器検査協会 (財)日本エルビーガス機器検査協会 	推薦等
81	経済産業省	経23	火薬類の製造施設等の検査 (製造施設等の完成検査、製造施設等の変更検査、保安検査) [昭和25年度]	<ul style="list-style-type: none"> 完成検査：火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第15条第1項 変更検査：法第15条第2項 保安検査：法第35条 	火薬類の製造施設及び火薬庫	<ul style="list-style-type: none"> 完成検査、変更検査：新設又は変更の工事を行った火薬類製造施設及び火薬庫 保安検査：特定施設(危険工室、火薬類一次置場、日乾場、不発弾等解撤工室等、移動式製造設備用工室、移動式製造設備)又は火薬庫並びにこれらの施設における、保安の確保のための組織及び方法 	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省：産業保安監督部・支部・事務所 都道府県 指定完成検査機関、指定保安検査機関 自主確認・自主保安：認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者 	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
充てん設備の使用 前	①— ②書面・実地 ③— ④—	都道府県知事、 高圧ガス保安協 会又は指定完成 検査機関 [充てん設備完 成検査証の交 付]	検査を受けた施設 に変更がない限り 有効	不詳	不詳	地方公共団 体が独自で決定	不詳	不詳
1年に1回 (ただし、使用 を休止した充て ん設備であつ て、当該充てん 設備の許可をし た都道府県知事 にその旨を届け たものであり、 かつ、前回の保 安検査（保安検 査の受けたこと のない充てん設 備にあつては、 完成検査）を受 けた日から当該 充てん設備を再 び使用する日ま での期間が1年 以上であるもの にあつては、当 該充てん設備を 再び使用しようと するときまで 行わない。)	①— ②書面・実地 ③— ④—	都道府県知事、 高圧ガス保安協 会又は指定完成 検査機関 [充てん設備保 安検査証の交 付]	1	不詳	不詳	地方公共団 体が独自で決定	不詳	不詳
販売するまで	①型式 ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	登録検査機関 [適合性証明書 の交付]	5	2,526	品目の部品 数、種類によ り異なる。	登録検査機関 が独自で決定	不詳	不詳
火薬類製造施設 等を設置又は変 更工事の許可を 得て、設置又は 変更の工事を行 った後、実際 に使用する前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	・産業保安監督 部長 ・都道府県知事 [完成検査証又 は保安検査証の 交付]	なし	1,962	72,000 ～ 266,000 23,000 ～ 41,000	・火薬類取締 法施行令第11 条 ・地方公共団 体の手数料の 標準に関する 政令	20,394 (経済産業 省、都道府県 の合計)	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
82	経済産業省	経24	鉱業権者による使用前検査 [平成16年度]	・鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第14条 ・鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）第32条	<ul style="list-style-type: none"> ・受電電圧が一万ボルト以上の需要設備 ・非常用予備発電装置 ・人を運搬する施設 ・鉱山外を運搬する架空索道 ・石油鉱山における掘削施設 ・石油鉱山における海洋掘採施設 ・石油鉱山における最高使用圧力一メガパスカル以上のパイプライン又は海洋に設置するパイプライン ・容量50キロリットル以上の石油貯蔵タンク又は内容積500立方メートル以上のガスホルダー ・高圧ガスを製造する施設又は冷凍のため高圧ガスを製造する施設で、一日の冷凍能力が三トン以上のもの ・容積300立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する高圧ガス貯蔵所 ・石油鉱山における高圧ガス処理プラント ・石油鉱山におけるスタビライザープラント ・石油鉱山におけるガソリンプラント ・鉱煙発生装置 ・粉じん発生施設又は石綿粉じん発生施設 ・坑廃水処理施設 ・ダイオキシン類発生施設 ・騒音発生施設 ・振動発生施設 ・廃棄物焼却炉 ・鉱業廃棄物の坑外埋立場 ・鉱業廃棄物の坑内埋立場 ・原動機を使用する選炭場 ・原動機を使用する選鉱場 ・か焼場又は乾燥場 ・製錬場 ・坑廃水処理施設、原動機を使用する選炭場、原動機を使用する選鉱場、か焼場、乾燥場、製錬場に附属する捨石、鉱さい又は沈殿物の集積場 ・捨石集積場 ・坑内における燃料油貯蔵所又は燃料給油所 ・金属鉱山等における坑道の坑口の閉そく施設 ・最大火薬類存置量が25キログラム以上の火薬類取扱所 ・最高使用圧力0.4メガパスカル以上のボイラー又は蒸気圧力容器 ・ガス集合溶接装置 ・容量が1,000キロリットル以上のガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク 	鉱業権者	自主確認	—
83	経済産業省	経25	鉱業権者による定期検査 [平成16年度]	・鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第16条 ・鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）第34条	<ul style="list-style-type: none"> ・人を運搬する施設 ・石油鉱山における掘削施設 ・高圧ガスを製造する施設又は冷凍のため高圧ガスを製造する施設で、一日の冷凍能力が三トン以上のもの ・石油鉱山における高圧ガス処理プラント ・最高使用圧力0.4メガパスカル以上のボイラー又は蒸気圧力容器 	鉱業権者	自主確認	—

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
工事の完成後、 施設使用開始の 前	①— ②— ③— ④—	—	なし	—	—	—	—	—
2年に1回	①— ②— ③— ④—	—	なし	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
84	経済産業省	経26	機械、器具等に関する制限等 [平成16年度]	・鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第11条 ・鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成16年経済産業省令第97号）第2条別表第1	石炭坑及び石油坑における火薬類、石炭坑及び石油坑における電気機械器具、石炭坑及び石油坑における電線、石炭坑における弱電流電線、救命器	鉱業権者	自主確認	—
85	経済産業省	経27	事業所の新設又は変更の確認※ [昭和50年度] <総務省(19)と共管>	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第11条第1項	第1種特定事業者のうち石油と高圧ガスを共に扱う特定事業所（レイアウト事業所）の事業所内の配置等	レイアウト事業所の新設又は変更をする特定事業者	・総務省 ・経済産業省	直轄
86	経済産業省	経28	新規化学物質の届出に基づく審査※ [昭和48年度] <厚生労働省(41)、環境省(148)と共管>	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第4条	新規化学物質	新規化学物質の製造又は輸入しようとする者	薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会、中央環境審議会の合同委員会	直轄
87	経済産業省	経29-1	加工施設の検査（使用前検査） [昭和43年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第16条の3第1項	加工施設	加工事業者	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
87	経済産業省	経29-2	加工施設の検査（施設定期検査） [平成11年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第16条の5第1項	加工施設	加工事業者	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
87	経済産業省	経29-3	加工施設の検査（溶接検査（輸入したものに限り）） [昭和61年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第16条の4第4項	六フッ化ウランの加熱容器その他省令で定める加工施設であって溶接をするもの（輸入したもの）	六フッ化ウランの加熱容器その他省令で定める加工施設に対し溶接をしようとする者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
87	経済産業省	経29-4	加工施設の検査（溶接検査（輸入したものを除く）） [昭和61年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第16条の4第1項	六フッ化ウランの加熱容器その他省令で定める加工施設であって溶接をするもの	六フッ化ウランの加熱容器その他省令で定める加工施設に対し溶接をしようとする者	(独)原子力安全基盤機構	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
—	①— ②— ③— ④—	—	なし	—	—	—	—	—
新設又は変更の 工事完了後	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転中	総務大臣、経済 産業大臣 [新設等計画に 適合しているこ とを確認した旨 の通知の現地で の手交]	なし	19	99,050 ～ 238,400 (石油等の取 扱量や敷地面 積により手数 料額は異な る。)	石油コンビ ナート等災害 防止法施行令 第43条	304	79 (検査に要し た旅費（総務 省分を除く）)
新規の化学物質 の製造又は輸入 をしようとする とき	①— ②書面 ③— ④—	—	なし	577	0	—	0	不詳
使用前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	経済産業大臣 [使用前検査合 格証の交付]	当該加工施設に変 更がない限り有効	23	1,174,800	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	2,702	不詳
毎年1回	①個別 ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	経済産業大臣 [施設定期検査 合格証の交付]	次回の検査までの 期間	6	2,349,500	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	1,410	不詳
使用前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	(独)原子力安全 基盤機構 [溶接検査合格 証の交付]	なし	0	1,700 ～ 7,303,800	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉等の 規制に関する 法律施行令第 66条及び別表 第2	0	0
使用前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	(独)原子力安全 基盤機構 [溶接検査合格 証の交付]	なし	5	1,700 ～ 7,303,800	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉等の 規制に関する 法律施行令第 66条及び別表 第2	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
88	経済産業省	経30-1	再処理施設の検査 (使用前検査) [昭和32年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第46条第1項	再処理施設	再処理事業者	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
88	経済産業省	経30-2	再処理施設の検査 (施設定期検査) [昭和54年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第46条の2の2第1項	再処理施設	再処理事業者	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
88	経済産業省	経30-3	再処理施設の検査 (溶接検査（輸入したものに限り）) [昭和61年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第46条の2第4項	使用済燃料の溶解槽その他省令で定める再処理施設であって溶接をするもの（輸入したもの）	使用済燃料の溶解槽その他省令で定める再処理施設に対し溶接をしようとする者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
88	経済産業省	経30-4	再処理施設の検査 (溶接検査（輸入したものを除く）) [昭和61年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第46条の2第1項	使用済燃料の溶解槽その他省令で定める再処理施設であって溶接をするもの	使用済燃料の溶解槽その他省令で定める再処理施設に対し溶接をしようとする者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
89	経済産業省	経31-1	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認 (廃棄物埋設施設等に第一種廃棄物埋設に関する確認) [平成19年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第1項	廃棄物埋設施設	廃棄物埋設事業者	経済産業省	直轄
89	経済産業省	経31-2	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認 (廃棄物埋設施設等に第二種廃棄物埋設に関する確認) [昭和62年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第1項	廃棄物埋設施設	廃棄物埋設事業者	経済産業省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
使用前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	経済産業大臣 [使用前検査合格証の交付]	当該再処理施設に 変更がない限り有効	5	1,675,500	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	84	不詳
毎年1回	①個別 ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	経済産業大臣 [施設定期検査 合格証の交付]	次回の検査までの 期間	1	6,211,000	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	621	不詳
使用前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	(独)原子力安全 基盤機構 [溶接検査合格 証の交付]	なし	0	1,700 ～ 7,303,800	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 2	0	0
使用前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	(独)原子力安全 基盤機構 [溶接検査合格 証の交付]	なし	4	1,700 ～ 14,607,600	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 2	不詳	不詳
・廃棄物埋設地 の位置、構造及 び設備の状況が 確認できるとき ・坑道の位置及 び構造が確認で きるとき ・当該廃棄物埋 設地を埋め戻す とき、その他経 済産業大臣が適 当と認めるとき	①— ②書面・実地 ③— ④—	経済産業大臣 [確認証の交 付]	なし	0	431,700 (廃棄物埋設 施設) 933,600 ～ (埋設地の敷 地面積に応じ て加算)	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	0	0
・施設の主要な 部分の寸法の測 定ができるとき ・施設が完成し たとき ・坑道の埋め戻 し及び坑口の閉 塞を行うとき ・当該廃棄物埋 設地を土砂等で 覆うとき、その 他経済産業大臣 が適当と認め るとき	①— ②書面・実地 ③— ④—	経済産業大臣 [確認証の交 付]	なし	0	835,300 ～ (埋設地の敷 地面積に応じ て加算)	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	0	0

番号1	府省名	番号2	制度名 〔創設年度〕	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
89	経済産業省	経31-3	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認 (放射性廃棄物に係る第一種廃棄物埋設施設に関する確認) 〔平成19年度〕	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第2項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物	廃棄物埋設事業者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
89	経済産業省	経31-4	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認 (放射性廃棄物に係る第二種廃棄物埋設施設に関する確認) 〔昭和62年度〕	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第2項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物	廃棄物埋設事業者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
90	経済産業省	経32-1	特定廃棄物管理施設の検査 (特定廃棄物管理施設に係る使用前検査) 〔昭和61年度〕	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の8第1項	特定廃棄物管理施設	廃棄物管理事業者	経済産業省	直轄
90	経済産業省	経32-2	特定廃棄物管理施設の検査 (特定廃棄物管理施設の変更に係る使用前検査) 〔昭和61年度〕	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の8第1項	廃棄物管理施設	廃棄物管理事業者	経済産業省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を埋設する前	①— ②書面・実地 ③— ④—	(独)原子力安全基盤機構 [確認証の交付]	なし	0	92,100	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第1	0	0
核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を埋設する前	①— ②書面・実地 ③— ④—	(独)原子力安全基盤機構 [確認証の交付]	なし	11	6,000	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第1	5,506	不詳
・非破壊試験、機械試験等、各種試験を行うとき ・それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき ・それぞれの施設が完成したとき ・廃棄物管理施設が完成したとき ・その他経済産業大臣が適当と認めるとき	①— ②実地 ③— ④—	経済産業大臣 [合格証の交付]	なし	0	1,431,900	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第1	0	0
・非破壊試験、機械試験等、各種試験を行うとき ・それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき ・それぞれの施設が完成したとき ・廃棄物管理施設が完成したとき ・その他経済産業大臣が適当と認めるとき	①— ②実地 ③— ④—	経済産業大臣 [合格証の交付]	なし	3	1,431,900	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第1	430	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
90	経済産業省	経32-3	特定廃棄物管理施設の検査 (特定廃棄物管理施設に係る溶接検査) [昭和61年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第51条の9第1項	特定廃棄物管理施設	廃棄物管理事業者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
90	経済産業省	経32-4	特定廃棄物管理施設の検査 (輸入した特定廃棄物管理施設に係る溶接検査) [昭和61年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第51条の9第4項	特定廃棄物管理施設	廃棄物管理事業者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
90	経済産業省	経32-5	特定廃棄物管理施設の検査 (特定廃棄物管理施設の定期検査) [昭和61年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第51条の10第1項	特定廃棄物管理施設	廃棄物管理事業者	経済産業省	直轄
91	経済産業省	経33	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※ [昭和53年度] <文部科学省(26)、国土交通省(129)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第58条第2項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物	原子力事業者	経済産業省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
以下の行程ごと ・溶接作業を行うとき ・非破壊試験を必要とする溶接部について、同試験を行うことができる状態になったとき ・機械試験を必要とする突合せ溶接部については、同試験を行うことができる状態になったとき ・耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になったとき	①— ②書面・実地 ③— ④—	経済産業大臣 [溶接検査合格証の交付]	なし	0	3,500 ～ 3,651,900	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第2	0	0
施設を使用する前	①— ②書面・実地 ③— ④—	経済産業大臣 [溶接検査合格証の交付]	なし	0	3,500 ～ 3,651,900	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第2	0	0
1年ごと	①— ②実地 ③— ④運転中	経済産業大臣 [施設定期検査合格証の交付]	なし	2	2,028,600	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第1	406	不詳
輸入廃棄物を廃棄物管理施設に廃棄する前	①— ②書面・実地 ③— ④—	経済産業大臣又は(独)原子力安全基盤機構 [確認証の交付]	なし	4	102,300	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第1	286	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
92	経済産業省	経34	核燃料物質等の運搬に関する確認※ [昭和54年度] <文部科学省(27)、国土交通省(130)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第59条	核燃料物質等の運搬物(うち、以下のものが対象) ・放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものであって、主務大臣の定める量を超える量の放射能を有する核燃料物質等及び六ふっ化ウラン ・臨界防止のための措置が特に必要な核燃料物質であって、核分裂性物質であるもの ・照射されていない次に挙げる物質(特定核燃料物質) ・プルトニウム及びその化合物であって、プルトニウムの量が2キログラム以上のもの ・ウラン235の濃縮度が20パーセント以上のウラン及びその化合物であって、ウラン235の量が5キログラム以上のもの ・ウラン233及びその化合物であって、ウラン233の量が2キログラム以上のもの ・照射された上記の3つの物質であって、その表面から1メートルの距離において吸収線量率が1グレイ毎時以下のもの	精錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及びこれらの者から運搬を委託された者	・経済産業省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
93	経済産業省	経35-1	原子炉施設の検査※(廃止措置対象施設) (原子炉施設のうち一定のものに性能に係る定期検査) [昭和36年度] <文部科学省(24)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第29条第1項	廃止措置対象施設	原子炉設置者	経済産業省	直轄
93	経済産業省	経35-2	原子炉施設の検査※(廃止措置対象施設) (原子炉施設の工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査、原子炉施設の変更に係る工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査) [昭和32年度] <文部科学省(24)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第28条第1項	原子炉施設	原子炉設置者	経済産業省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
運搬の都度	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④一	経済産業大臣及び （独）原子力安全 基盤機構 [運搬確認証の 交付]	運搬開始日から運 搬終了日まで	73	66,800 ～ 1,030,200	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	998	不詳
1年ごと	①一 ②実地 ③一 ④運転停止	経済産業大臣 [合格証の交 付]	なし	3	1,218,600	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	366	不詳
原子炉施設の工 事を行った場合 にあって、当該 施設の使用を開 始する前	①一 ②書面・実地 ③一 ④一	経済産業大臣 [使用前検査合 格証の交付]	なし	0	1,325,100	核原料物質、 核燃料物質及 び原子炉の規 制に関する法 律施行令第66 条及び別表第 1	133	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
93	経済産業省	経35-3	原子炉施設の検査※ (廃止措置対象施設) (原子炉施設の溶接検査) [平成12年度] <文部科学省(24)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第28条の2第1項	原子炉施設	原子炉設置者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
93	経済産業省	経35-4	原子炉施設の検査※ (廃止措置対象施設) (原子炉施設のうち輸入したものの溶接検査) [平成12年度] <文部科学省(24)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第28条の2第4項	原子炉施設(輸入したもの)	原子炉設置者	(独)原子力安全基盤機構	委託等
94	経済産業省	経36-1	特定特殊自動車の検査※ (特定原動機の型式指定) [平成18年度] <国土交通省(144)、環境省(149)と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(昭和17年法律第51号)第6条第1項	型式指定特定原動機	特定原動機製作等事業者	・(社)日本建設機械化協会 ・(財)日本自動車輸送技術協会	推薦等
94	経済産業省	経36-2	特定特殊自動車の検査※ (少数生産車の承認) [平成18年度] <国土交通省(144)、環境省(149)と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(昭和17年法律第51号)第12条第3項	少数生産車	特定特殊自動車製作等事業者	経済産業省、国土交通省、環境省	直轄
94	経済産業省	経36-3	特定特殊自動車の検査※ (特定特殊自動車の技術基準適合の確認) [平成18年度] <国土交通省(144)、環境省(149)と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(昭和17年法律第51号)第17条第1項	使用の開始前に、主務大臣の検査を受ける特定特殊自動車	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第17条第1項ただし書の確認を受けようとする者	・(社)日本建設機械化協会 ・(財)日本自動車輸送技術協会	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
・溶接作業を行うとき ・非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験ができる状態になったとき ・溶接の技術基準による機械試験ができる状態になったとき ・耐圧試験を行うことができる状態になったとき	①— ②書面・実地 ③— ④運転停止	(独)原子力安全基盤機構 [溶接検査合格証の交付]	なし	0	3,500 ～ 3,651,900	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第2	0	0
・溶接作業を行うとき ・非破壊試験を必要とする溶接部については非破壊試験ができる状態になったとき ・溶接の技術基準による機械試験ができる状態になったとき ・耐圧試験を行うことができる状態になったとき	①— ②書面・実地 ③— ④運転停止	(独)原子力安全基盤機構 [溶接検査合格証の交付]	なし	0	3,500 ～ 3,651,900	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第2	0	0
型式指定を受けようとするとき	①型式 ②実地 ③現地 ④—	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 [特定原動機型式指定通知書の交付及び指定番号等の告示]	なし	1	81,900 ～ 516,600 +交通費 ※検査条件により異なる。	登録検査機関が独自で決定	74 【財団法人日本自動車輸送技術協会】	57 【財団法人日本自動車輸送技術協会】
承認を受けようとするとき	①型式 ②書面 ③— ④—	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 [少数生産車承認通知書の交付及び承認番号等の告示]	なし	150	19,300 (電子申請の場合19,100)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令第7条第1項第2号	274	不詳
特定特殊自動車の使用の開始前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 [確認証の交付]	なし	90	19,950 ～ 467,250 +交通費 ※検査条件により異なる。	登録検査機関が独自で決定	390 【財団法人自動車輸送技術協会】	288 【財団法人自動車輸送技術協会】

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
95	経済産業省	経37	核物質防護規定の遵守状況の検査 [平成17年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第12条の2第5項、第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の2第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項	経済産業省が所管する原子力施設	経済産業省が所管する原子力施設	経済産業省	直轄
96	経済産業省	経38	核燃料物質等の輸送容器に係る承認 [昭和54年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条	核燃料物質等の運搬容器（うち、以下のものが対象） ・放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものであって、主務大臣の定める量を超える量の放射能を有する核燃料物質等及び六ふっ化ウラン ・臨界防止のための措置が特に必要な核燃料物質であって、核分裂性物質であるもの ・照射されていない次に挙げる物質（特定核燃料物質） ・プルトニウム及びその化合物であって、プルトニウムの量が2キログラム以上のもの ・ウラン235の濃縮度が20パーセント以上のウラン及びその化合物であって、ウラン235の量が5キログラム以上のもの ・ウラン233及びその化合物であって、ウラン233の量が2キログラム以上のもの ・照射された上記の3つの物質であって、その表面から1メートルの距離において吸収線量率が1グレイ毎時以下のもの	精錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及びこれらの者から運搬を委託された者	経済産業省	直轄
97	経済産業省	経39	放射能濃度についての確認 [平成17年度]	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の2	原子力事業者の工場等において用いた資材等	原子力事業者	経済産業省	直轄
98	国土交通省	国01	自動車道の検査 [昭和26年度]	道路運送法（昭和26年法律第183号）第57条第1項、第58条第1項、第59条第1項、第60条第1項、第75条第1項・第3項	自動車道の構造及び設備	自動車道事業者、専用自動車道を設置した自動車運送事業者	国土交通省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
毎年1回	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転中・運転停止	—	1	30	0	—	不詳	不詳
輸送容器の承認を受けようとする都度	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	経済産業大臣 [容器承認書の交付]	5	4	182,000 ～ 702,600	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第1	1	不詳
確認を受けようとするとき	①個別（全数） ②書面 ③— ④—	経済産業大臣 [確認証の交付]	なし	0	18,500 ～ (重量に応じて加算)	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条及び別表第2	0	0
自動車道を供用しようとするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	国土交通大臣 [合格書の交付]	自動車道の構造及び設備に変更がない限り有効	0	0	—	0	0

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
99	国土交通省	国02-1	石油パイプライン事業用施設の検査※ (事業用施設の完成検査、事業用施設の一部完成検査、工事を必要としない事業用施設の検査、事業用施設の完成検査(法第15条第1項本文に規定するもの以外のもの)) [昭和47年度] <総務省(18)、経済産業省(67)と共管>	石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)第16条第1項、第4項、第18条第1項、第19条第2項	「石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令」の別表第一、二に掲げる工事を完成し、主務大臣に対して検査を申請した事業用施設	石油パイプライン事業者	総務省、経済産業省、国土交通省	直轄
99	国土交通省	国02-2	石油パイプライン事業用施設の検査※ (事業用施設の保安検査) [昭和47年度] <総務省(18)、経済産業省(67)と共管>	石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号)第29条	事業用施設(送油圧送機及び送油導管並びにこれらの付属設備)	石油パイプライン事業者	総務省、経済産業省、国土交通省	直轄
100	国土交通省	国03	船舶の総トン数測度 [明治32年度]	船舶法(明治32年法律第46号)第4条	総トン数20トン以上の船舶	船舶所有者	地方運輸局	直轄
101	国土交通省	国04	小型船舶の総トン数測度 [平成13年度]	小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号)第6条	総トン数20トン未満の船舶	船舶所有者	日本小型船舶検査機構	委託等
102	国土交通省	国05	小型漁船の総トン数測度 [昭和28年度]	小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号)第1条	総トン数20トン未満の漁船	船舶所有者	都道府県	直轄
103	国土交通省	国06	船舶の国際トン数測度 [昭和55年度]	船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)第8条	長さ24メートル以上の国際航海に従事する船舶	船舶所有者	地方運輸局	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
当該事業用施設の工事完成後など	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣 [完成検査合格証の交付]	なし	2	526,300	石油パイプライン事業法第33条及び石油パイプライン事業法施行令第3条第1項	105	1 (検査に要した旅費(総務省、経済産業省を除く。))
前回の検査の日から1年を経過した日の前後1月を超えない日（ただし、石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第6条第2項第1号及び第2号に掲げる場合は、主務大臣が定める時期）	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣 [検査結果通知書の交付]	検査周期は、最大13か月（ただし、石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第6条第2項第1号及び第2号に掲げる場合は、主務大臣が定める時期）	1	526,300	石油パイプライン事業法第33条及び石油パイプライン事業法施行令第3条第2項	53	3 (検査に要した旅費(総務省、経済産業省を除く。))
船舶を建造（改造）する場合	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	— (合格判定を行うものではなく、測度を行い、管海官庁から船舶件名書及び総トン数計算書の謄本を交付するもの)	不詳	294	24,200 ～ 1,013,500	船舶法施行細則第50条及び別表	4,459	不詳
船舶を航行の用に供するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	— (合格判定を行うものではなく、新規登録を行う際に、船舶の大きさを表すトン数を算定するもの)	不詳	7,841	4,350 ～ 21,700	小型船舶登録規則第47条第1項及び別表	4,699	不詳
船舶を建造（改造）する場合	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	— (合格判定を行うものではなく、測度を行った場合に、都道府県から総トン数に関する証明書を交付するもの)	不詳	1,020	不詳	地方公共団体が独自で決定	1,290	不詳
国際航海に従事するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	— (合格判定を行うものではなく、測度を行った場合に、管海官庁から国際総トン数証書を交付するもの)	不詳	49	27,100 ～ 1,881,700	船舶のトン数の測度に関する法律施行規則第71条及び別表第7	1,968	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
104	国 土 交 通 省	国 07 -1	船舶検査 (定期検査) [昭和8年度]	船舶安全法(昭和8年法律第11号)第5条	船舶	船舶所有者	・国土交通省、地方運輸局等 ・日本小型船舶検査機構	委託等
104	国 土 交 通 省	国 07 -2	船舶検査 (中間検査) [昭和8年度]	船舶安全法(昭和8年法律第11号)第5条	船舶	船舶所有者	・国土交通省、地方運輸局等 ・日本小型船舶検査機構	委託等
104	国 土 交 通 省	国 07 -3	船舶検査 (臨時検査) [昭和8年度]	船舶安全法(昭和8年法律第11号)第5条	船舶	船舶所有者	・国土交通省、地方運輸局等 ・日本小型船舶検査機構	委託等
105	国 土 交 通 省	国 08	危険物の積付検査 [昭和32年度]	危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)第111条	危険物	危険物を運送しようとする船舶の船長	・地方運輸局等 ・(社)日本海事検定協会 ・(財)新日本検定協会	委託等
106	国 土 交 通 省	国 09	危険物のコンテナへの収納検査 [昭和44年度]	危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)第112条	危険物	危険物の荷送人	・地方運輸局等 ・(社)日本海事検定協会 ・(財)新日本検定協会	委託等
107	国 土 交 通 省	国 10	液状物質の積付検査 [昭和39年度]	特殊貨物船舶運送規則(昭和39年運輸省令第62号)第25条	液状物質	液状物質をばら積みして運送しようとする船舶の船長	・地方運輸局等 ・(社)日本海事検定協会	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
・初めて航行の用に供するとき ・証書の有効期間が満了するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	国土交通大臣、地方運輸局長等、小型船舶検査機構 [船舶検査証書の交付]	5又は6	69,340	9,900 ～ 524,100	船舶安全法施行規則第66条及び別表第1の2	13,736 (小型船舶検査機構： 144,661)	不詳
定期検査と定期検査の間の指定された時期	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	国土交通大臣、地方運輸局長等、小型船舶検査機構 [船舶検査証書の返付]	不詳	56,438	5,100 ～ 389,900	船舶安全法施行規則第66条及び別表第1の2	10,135 (小型船舶検査機構： 72,196)	不詳
・改造又は修理を行うとき ・船舶検査証書の記載事項を変更するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	国土交通大臣、地方運輸局長等、小型船舶検査機構 [臨時変更証の交付]	不詳	8,017	4,900 ～ 22,700	船舶安全法施行規則第66条及び別表第1の2	2,443 (小型船舶検査機構： 2,886)	不詳
危険物を運送しようとする場合	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④一	地方運輸局長等、登録検査機関 [危険物積付検査証の交付]	危険物の船舶運送が終了するまでの間	168	7,800 ～	危険物船舶運送及び貯蔵規則第114条第4項	308 (登録検査機関： 584)	不詳
危険物をコンテナに収納して運送する場合	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④一	地方運輸局長等、登録検査機関 [危険物の船舶運送が終了するまでの間]	危険物の船舶運送が終了するまでの間	50,584	19,200 ～	危険物船舶運送及び貯蔵規則第114条第5項	101,758	不詳
液状化物質を船舶にばら積みして運送しようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④一	地方運輸局長等、登録検査機関 [液状化物質積付検査証の交付]	液状化物質の運送が終了するまでの間	0	25,500 ～	特殊貨物船舶運送規則第33条第6項	0	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
108	国土交通省	国11-1	海洋汚染防止設備等の検査 (定期検査) [昭和58年度]	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号) 第19条の36	海洋汚染防止設備等	船舶所有者	地方運輸局等	直轄
108	国土交通省	国11-2	海洋汚染防止設備等の検査 (中間検査) [昭和58年度]	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号) 第19条の38	海洋汚染防止設備等	船舶所有者	地方運輸局等	直轄
108	国土交通省	国11-3	海洋汚染防止設備等の検査 (臨時検査) [昭和58年度]	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号) 第19条の39	海洋汚染防止設備等	船舶所有者	地方運輸局等	直轄
109	国土交通省	国12	焼却設備の検査 [昭和58年度]	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号) 第19条の36	大気汚染防止検査対象設備	船舶所有者	地方運輸局等	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
・初めて航行の用に供するとき ・証書の有効期間が満了するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方運輸局長等 [海洋汚染等防止証書の交付]	5	924	15,600 ～ 113,000	・海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等 ・大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第45条	2,244	不詳
証書の有効期間中に指定された時期	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方運輸局長等 [海洋汚染等防止証書の返付]	不詳	911	10,500 ～ 78,200	・海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等 ・大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第45条	2,223	不詳
対象設備の改造又は修理を行うとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方運輸局長等 [海洋汚染等防止証書等の返付]	不詳	57	10,200 ～ 22,700	・海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等 ・大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第45条	116	不詳
海洋汚染防止設備等の検査の一部として実施	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方運輸局長等 [海洋汚染等防止証書等の交付]	不詳	不詳	11,300 ～ 22,000	・海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等 ・大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第45条	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
110	国土交通省	国13	気象測器の検定 [昭和27年度]	気象業務法(昭和27年法律第165号)第28条	ガラス製温度計、金属製温度計、電気式温度計、ラジオゾンデ用温度計、液柱型水銀気圧計、アネロイド型気圧計、電気式気圧計、ラジオゾンデ用気圧計、乾湿式湿度計、毛髪製湿度計、露点式湿度計、電気式湿度計、ラジオゾンデ用湿度計、風杯型風速計、風車型風速計、超音波式風速計、電気式日射計、貯水型雨量計、転倒ます型雨量計、積雪計、複合気象測器	以下の要件に該当する気象の観測を行う者 ・政府機関又は地方公共団体が行う気象の観測(研究・教育目的で行う観測を除く。) ・政府機関又は地方公共団体以外の者による、観測成果を発表し又は災害の防止に利用するための気象の観測 ・船舶安全法第4条の規定により無線電信を施設することを要する船舶による気象の観測 ・気象の予報業務の許可を受けた者が当該予報業務のために行う気象の観測	(財)気象業務支援センター	推薦等
111	国土交通省	国14	航空機の耐空証明 [昭和27年度]	航空法(昭和27年法律第231号)第10条第1項	飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の航空機であつて、証明を受けようとするもの	耐空証明を申請しようとする者	・国土交通省、地方航空局 ・耐空検査員	委託等
112	国土交通省	国15	航空機の型式証明 [昭和27年度]	航空法(昭和27年法律第231号)第12条第1項	飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の航空機であつて、証明を受けようとするもの	型式証明を申請しようとする者	国土交通省	直轄
113	国土交通省	国16	航空機の修理改造検査 [昭和27年度]	航空法(昭和27年法律第231号)第16条第1項	飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の航空機であつて、検査を受けようとするもの	航空法第16条第1項又は第2項の検査を受けようとする者	・国土交通省、地方航空局 ・耐空検査員	委託等
114	国土交通省	国17	装備品又は部品の型式又は仕様の承認 [昭和33年度]	航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第14条第1項	型式又は仕様の承認を希望する装備品及び部品であつて、承認を受けようとするもの	型式又は仕様の承認の申請をしようとする者	国土交通省	直轄
115	国土交通省	国18	装備品等の型式適合認定 [昭和33年度]	航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第15条第1項	型式承認取得済の装備品又は部品であつて認定を受けようとするもの	型式に適合することの認定を申請しようとする者	地方航空局	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
観測使用前、有効期間満了時	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④運転停止	登録検定機関 [検定証書の交付及び検定証印の付与]	○電気式気圧計：10 ○液柱型水銀気圧計、アネロイド型気圧計、風杯型風速計、風車型風速計、超音波式風速計、電気式日射計、貯水型雨量計（自記）、転倒ます型雨量計：5 ○ラジオゾンデ用温度計、ラジオゾンデ用気圧計、ラジオゾンデ用湿度計：1 ○その他の気象測器：なし	12,091	200 ～ 33,000	登録検定機関が独自で決定	5,362	5,304
証明を受けようとする時期	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転停止	国土交通大臣、 地方航空局長、 耐空検査員 [耐空証明書の交付]	1年又は国土交通大臣が定める期間	1,632	3,800 ～ (騒音の実測をする場合にあっては、重量に応じて加算)	航空法関係手数料令第2条、別表第1及び別表第二	4,566 【国土交通省、地方航空局】	不詳
証明を受けようとする時期	①型式 ②書面・実地 ③現地 ④—	国土交通大臣 [型式証明書の交付]	なし	4	111,300 ～ (騒音の実測をする場合にあっては、重量に応じて加算)	航空法関係手数料令第2条、別表第1及び別表第二	288	不詳
検査を受けようとする時期	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	国土交通大臣、 地方航空局長、 耐空検査員 [航空日誌への記入]	なし	171	39,900 ～ (騒音の実測をする場合及び飛行機にあっては、重量に応じて加算)	航空法関係手数料令第2条、別表第1及び別表第二	701 【国土交通省、地方航空局】	不詳
承認を受けようとする時期	①型式 ②書面・実地 ③現地 ④—	国土交通大臣 [装備品等型式（仕様）承認書の交付]	なし	15	0	—	0	不詳
認定を受けようとする時期	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	地方航空局長 [型式承認認定検査合格票の交付]	なし	0	0	—	0	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
116	国土交通省	国19	航空機装備品の予備品証明 [昭和27年度]	航空法（昭和27年法律第231号）第17条	発動機、プロペラその他航空機の安全性の確保のため重要な航空機装備品であって証明を受けようとするもの	耐空証明のある航空機の使用	地方航空局	直轄
117	国土交通省	国20	空港等の検査（工事完成検査、変更工事完成検査及び供用再開の検査） [昭和27年度]	・工事完成検査：航空法（昭和27年法律第231号）第42条第1項 ・変更工事完成検査：法第43条第2項 ・供用再開の検査：法第44条第4項及び第45条第2項	空港等施設（滑走路・着陸帯・誘導路・エプロン等）	空港等の設置者	国土交通省、地方航空局	直轄
118	国土交通省	国21-1	航空保安施設の検査（航空灯火）（工事の完成検査） [昭和27年度]	航空法（昭和27年法律第231号）第42条第1項	航空灯火（航空障害灯を除く。）	国土交通大臣以外の航空保安施設を設置しようとする者	地方航空局	直轄
118	国土交通省	国21-2	航空保安施設の検査（航空灯火）（変更工事の完成検査） [昭和27年度]	航空法（昭和27年法律第231号）第43条第2項	航空灯火（航空障害灯を除く。）	国土交通大臣以外の航空保安施設を設置しようとする者	地方航空局	直轄
118	国土交通省	国21-3	航空保安施設の検査（航空灯火）（供用再開の検査） [昭和27年度]	航空法（昭和27年法律第231号）第45条第2項	航空灯火（航空障害灯を除く。）	国土交通大臣以外の者であって供用を休止した航空保安施設を供用再開しようとする者	地方航空局	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
証明を受けようとする時期	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④一	地方航空局長 [予備品証明書 の交付又は予備 品検査合格の表 示]	証明後、修理若し くは改造をされな い又は航空機に装 備されない限り有 効	7,788	1,950 ～ 2,400	航空法関係手 数料令第2条 及び別表第1	1,962	不詳
工事が完成した ときに遅滞な く、又は供用を 再開しようとし るとき	①一 ②実地 ③現地 ④運転停止	国土交通大臣、 地方航空局長 [合格通知書の 交付]	特に重要な変更が ない限り、又は供 用休止若しくは廃 止しない限り有効	8	○完成検査： ・ヘリポー ト： 110,500 ・その他の空 港等： 258,300 ○変更完成検 査： ・ヘリポー ト： 96,700 ・その他の空 港等： 192,300 ○供用再開検 査： ・ヘリポー ト： 95,800 ・その他の空 港等： 195,100	航空法関係手 数料令第5条 及び別表第4	96	92
設置許可を受け た航空保安施設 の工事が完成し たときに遅滞な く	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付 与]	検査を受けた航空 保安施設に重要な 変更がない限り、 又は航空保安施設 の供用を休止若し くは廃止しない限 り有効	2	190,400	航空法関係手 数料令第6条 及び別表第5	19	不詳
設置許可を受け た航空保安施設 の変更工事が完 成したときに遅 滞なく	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付 与]	検査を受けた航空 保安施設に重要な 変更がない限り、 又は航空保安施設 の供用を休止若し くは廃止しない限 り有効	13	4,889,000	航空法関係手 数料令第6条 及び別表第5	489	不詳
供用を休止した 航空保安施設の 供用を再開しよ うとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付 与]	検査を受けた航空 保安施設に重要な 変更がない限り、 又は航空保安施設 の供用を休止若し くは廃止しない限 り有効	0	0	航空法関係手 数料令第6条 別表5	0	0

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
119	国土交通省	国22-1	航空保安施設の検査 (無線施設) (工事の完成検査) [昭和27年度]	航空法(昭和27年法律第231号)第42条第1項	航空保安無線施設	国土交通大臣以外の航空保安施設を設置しようとする者	地方航空局	直轄
119	国土交通省	国22-2	航空保安施設の検査 (無線施設) (変更工事の完成検査) [昭和27年度]	航空法(昭和27年法律第231号)第43条第1項	航空保安無線施設	国土交通大臣以外の航空保安施設の設置者	地方航空局	直轄
119	国土交通省	国22-3	航空保安施設の検査 (無線施設) (供用再開の検査) [昭和27年度]	航空法(昭和27年法律第231号)第45条第2項	航空保安無線施設	国土交通大臣以外の航空保安施設の設置者	地方航空局	直轄
120	国土交通省	国23	運航管理施設等の検査 [昭和27年度]	航空法(昭和27年法律第231号)第102条、第124条	航空機の運航管理の施設、航空機の整備の施設、航空機の運航又は整備に関する業務に従事する者の訓練の施設、事業を安全かつ的確に遂行するために特に必要であると国土交通大臣が認めて指定する施設であって、検査を受けようとするもの	・航空運送事業を営業者 ・航空機使用事業を営業者	国土交通省、地方航空局	直轄
121	国土交通省	国24	特定救急用具の検査 [昭和27年度]	航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第152条第1項	非常信号灯、救命胴衣、これに相当する救急用具、救命ボート、航空機用救命無線機及び落下傘であって、検査を受けようとするもの	特定救急用具の検査を受けようとする者	地方航空局	直轄
122	国土交通省	国25	模擬飛行装置等の認定 [平成5年度]	航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第238条の2	模擬飛行装置であって、認定を受けようとするもの	模擬飛行装置の認定を受けようとする者	国土交通省	直轄
123	国土交通省	国26-1	容器検査※ (容器検査) [昭和26年度] <経済産業省(76)と共管>	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第44条	高圧ガスを充てんするための容器	容器を製造又は輸入した者	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安：登録容器製造業者、外国登録容器製造業者	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
設置許可を受け、当該許可に係る施設の工事が完成したときに遅滞なく	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付与]	検査を受けた航空保安施設に重要な変更がない限り、又は航空保安施設の供用を休止若しくは廃止しない限り有効	0	90,100 ～ 2,802,900	航空法関係手数料令第6条及び別表第5	0	0
変更許可を受け、当該許可に係る施設の工事が完成したときに遅滞なく	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付与]	検査を受けた航空保安施設に重要な変更がない限り、又は航空保安施設の供用を休止若しくは廃止しない限り有効	1	88,000 ～ 2,366,400	航空法関係手数料令第6条及び別表第5	205	不詳
供用を休止した航空保安施設の供用を再開しようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	地方航空局長 [文書により付与]	検査を受けた航空保安施設に重要な変更がない限り、又は航空保安施設の供用を休止若しくは廃止しない限り有効	0	87,600 ～ 1,123,800	航空法関係手数料令第6条及び別表第5	0	0
当該施設によりその事業の用に供する航空機を運航し、又は整備するまで	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	国土交通大臣・地方航空局長 [検査結果の通知]	検査を受けた施設に変更がない限り有効	115	0	—	0	不詳
検査を受けようとする時期	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内・現地 ④—	地方航空局長 [特定救急用具検査合格書の交付]	なし	0	0	—	0	不詳
認定申請時、認定後毎年度1回、認定後必要な場合随時	①型式 ②書面・実地 ③現地 ④運転中	国土交通大臣 [認定書の交付]	なし	5	0	—	0	不詳
製造又は輸入後、譲渡又は引渡し前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 [刻印等]	容器の種類によりそれぞれ規定	1,604,062 【高圧ガス保安協会】	・80～（容量に応じて加算） ・90～（容量に応じて加算） ・70～（容器の種類、受検本数、容量による）	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	9,327 【高圧ガス保安協会】	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
123	国土交通省	国26-2	容器検査※ (容器再検査) [昭和26年度] <経済産業省(76)と共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律 第204号) 第49条	高圧ガスを充てんするための容器	容器検査、容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後、経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器に高圧ガスを充てんしようとする者	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安：容器検査所	委託等
124	国土交通省	国27-1	附属品検査※ (附属品検査) [昭和26年度] <経済産業省(77)と共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律 第204号) 第49条 の2	バルブ、安全弁、緊急しゃ断装置	附属品を製造又は輸入をした者	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安：登録附属品製造業者、外国登録附属品製造業者	委託等
124	国土交通省	国27-2	附属品検査※ (附属品再検査) [昭和26年度] <経済産業省(77)と共管>	高圧ガス保安法 (昭和26年法律 第204号) 第49条 の4	バルブ、安全弁、緊急しゃ断装置	附属品検査、附属品再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後、経済産業省令で定める期間を経過した附属品又は損傷を受けた附属品に装置した容器に高圧ガスを充てんしようとする者等	・経済産業省 ・都道府県 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・自主確認・自主保安：容器検査所	委託等
125	国土交通省	国28	鉄道施設の完成検査 [昭和61年度]	鉄道事業法(昭和61年法律第92号) 第10条第1項又は第12条第3項	鉄道施設(鉄道線路、停車場、車庫及び車両検査修繕施設、運転保安設備、変電所等設備、電路設備)	工事の施行の認可又は鉄道施設の変更認可を受けた鉄道事業者	国土交通省、地方運輸局	直轄
126	国土交通省	国29	車両の確認 [昭和61年度]	鉄道事業法(昭和61年法律第92号) 第13条	鉄道車両	鉄道運送事業者	国土交通省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
容器検査又は容器再検査の刻印等で示された月の前月の末日から起算して、規則で定める容器ごとに1ないし6年の期間を経過する前	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・容器検査所 [刻印等]	容器の種類によりそれぞれ規定	8,061,575 【容器検査所】	・80～ （容量に応じて加算） ・90～ （容量に応じて加算） ・70～ （容器の種類、容量による）	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	1,522,663 【容器検査所】	不詳
製造又は輸入後、譲渡又は引渡し前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 [刻印等]	附属品の種類によりそれぞれ規定	11,204,714 【高圧ガス保安協会】	・20～1,050 ・21～1,100 ・16～ （附属品の種類、受検個数、容量による）	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	7,930 【高圧ガス保安協会】	不詳
附属品再検査の期間は、原則として2年であるが、一定の要件を満たす場合にあっては、附属品検査等合格日から2年を経過して最初に受ける容器再検査の日まで	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④一	・経済産業大臣 ・都道府県知事 ・高圧ガス保安協会 ・指定容器検査機関 ・容器検査所 [刻印等]	附属品の種類によりそれぞれ規定	2,375,560 【容器検査所】	・20～1,050 ・21～1,100 ・16～ （附属品の種類、容量による）	・高圧ガス保安法関係手数料令第3条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	73,915 【容器検査所】	不詳
・変電所等設備及び電路設備については、使用を開始するとき ・変電所等設備及び電路設備以外の鉄道施設については、事業の用に供するとき	①個別（抽出） ②書面・実地 ③現地 ④運転中・運転停止	国土交通大臣 [合格書の交付]	検査を受けた施設が廃止しない限り有効	110	不詳	鉄道施設等検査規則第11条及び別表	61,704,300	不詳
鉄道運送事業者が鉄道車両を事業の用に供しようとするとき	①型式 ②書面 ③一 ④一	国土交通大臣 [確認書の交付]	確認を受けた鉄道事業者により鉄道事業に使用され、かつ、その安全が維持管理されている期間	不詳	0	—	0	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
127	国 国土交通省	国 30	索道施設の完成検査 [昭和61年度]	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第34条の2又は法第38条において準用する法第12条第3項	索道施設(索道線路、停留場、原動設備、搬器、握索装置及び接続装置、保安設備、変電所及び配電所、配電線路)	索道事業の許可又は索道施設の変更認可を受けた索道事業者	地方運輸局	直轄
128	国 国土交通省	国 31	軌道の運輸開始に係る検査 [昭和28年度]	軌道法施行令(昭和28年政令第258号)第13条	特殊な設計を含む軌道の工事等(運輸開始前のものに限る。)	運輸開始を予定している軌道経営者	国土交通省	直轄
129	国 国土交通省	国 32	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※ [昭和32年度] <文部科学省(26)、経済産業省(91)と共管>	核原料物質又は核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第58条	保安のために必要な措置	原子炉設置者及び学国原子力船運航者	国土交通省	直轄
130	国 国土交通省	国 33	核燃料物質運搬の安全確認※ [昭和53年度] <文部科学省(27)、経済産業省(92)と共管>	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第59条第2項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬	核燃料物質の使用中等	・国土交通省 ・(独)原子力安全基盤機構	委託等
131	国 国土交通省	国 34	放射性同位元素等の運搬の安全確認 [昭和55年度]	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第18条第2項	放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の運搬	放射性同位元素等を事業所に運搬する場合の許可届出使用者、届出販売業者、届出貨業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者	・国土交通省 ・登録検査機関：(財)原子力安全技術センター	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
変電所、配電所、配電線路及び原動設備の主原動機については、当該索道施設の使用を開始するとき	①個別（抽出） ②書面・実地 ③現地 ④運転中・運転停止	地方運輸局長 [合格書の交付]	検査を受けた施設が廃止しない限り有効	17	不詳	鉄道施設等検査規則第11条及び別表	6,307,700	不詳
運輸開始時	①個別（抽出） ②書面・実地 ③現地 ④運転中・運転停止	国土交通大臣 [都道府県知事に運輸開始の認可について承認する旨の文書の交付]	検査を受けた施設が廃止しない限り有効	0	不詳	不詳	不詳	不詳
原子炉設置者及び学国原子力船運航者が核燃料物質又は核燃料物質による汚染物を原子力船の外へ廃棄するとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④運転停止	国土交通大臣 [確認証の交付]	不詳	0	102,300	核原料物質又は核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1	0	不詳
核燃料物質の運搬前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	・国土交通大臣 ・(独)原子力安全基盤機構 [運搬方法確認証の交付]	なし	43	234,300	・国：核原料物質又は核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1 ・(独)原子力安全基盤機構：核原料物質又は核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条第1項及び別表第1	・国：1,008 ・独法：0	・国：385 ・独法：0
放射性同位元素等の運搬前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	・国土交通大臣 ・(財)原子力安全技術センター [運搬方法確認証の交付]	なし	364	○現地確認：219,900（最大） ○書類確認：31,500	・国：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第31条第1項 ・(財)原子力安全技術センター：独自で決定	・国：213 ・登録検査機関：1,219	・国：197 ・登録検査機関：1,389

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
132	国 土 交 通 省	国 35 -1	自動車検査 (新規検査) [昭和26年度]	道路運送車両 (昭和26年法律 第185号) 法第59 条	自動車(国土交通省令で定める軽 自動車及び小型特殊自動車を除 く。)	自動車の使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸支局 ・自動車検査独立行政法人 ・軽自動車検査協会 	委 託 等
132	国 土 交 通 省	国 35 -2	自動車検査 (継続検査) [昭和26年度]	道路運送車両法 (昭和26年法律 第185号) 第62条	自動車(国土交通省令で定める軽 自動車及び小型特殊自動車を除 く。)	自動車の使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸支局 ・自動車検査独立行政法人 ・軽自動車検査協会 	委 託 等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
運行の用に供しようとするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④一	○登録自動車： 国土交通大臣 ○軽自動車：軽 自動車検査協会 [自動車検査証 の交付]	○自家用乗用車、 二輪の小型自動 車、軽自動車：2 （新車に限り3） ○トラック、バ ス、タクシー：1 （新車の小型ト ラックに限り2）	6,059,333	○登録自動 車： ・国： 400 ～ 1,100 ・自動車検査 独立行政法 人： 1,600 ～ 1,700 ○軽自動車： 軽自動車検査 協会： 1,100 ～ 1,400	・国、自動車 検査独立行政 法人：道路運 送車両法関係 手数料令第1 条・第2条 ・軽自動車検 査協会：道路 運送車両法関 係手数料令第 1条	○登録自動 車： ・国： 389,527 ・自動車検査 独立行政法 人： 105,679 ○軽自動車： 軽自動車検査 協会： 238,186	・国： 3,901,493 ・自動車検査 独立行政法 人： 1,371,122 ・軽自動車検 査協会： 1,469,700 ※国につい ては、自動車 検査登録等事 務に係る経費 として自動車 安全特別会計 （自動車検査 登録勘定）か ら支出。 ※各年度の決 算書又は決算 報告書から支 出額の総計を 転記。
自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④一	○登録自動車： 国土交通大臣 ○軽自動車：軽 自動車検査協会 [自動車検査証 の返付]	○自家用乗用車、 二輪の小型自動 車、軽自動車：2 ○トラック、バ ス、タクシー：1	31,701,635	○登録自動 車： ・国： 400 ～ 1,100 ・自動車検査 独立行政法 人： 1,300 ～ 1,400 ○軽自動車： 軽自動車検査 協会： 1,100 ～ 1,400	・国、自動車 検査独立行政 法人：道路運 送車両法関係 手数料令第1 条・第2条 ・軽自動車検 査協会：道路 運送車両法関 係手数料令第 1条	○登録自動 車： ・国： 1,977,783 ・自動車検査 独立行政法 人： 772,855 ○軽自動車： 軽自動車検査 協会： 1,210,163	・国： 3,901,493 ・自動車検査 独立行政法 人： 1,371,122 ・軽自動車検 査協会： 1,469,700 ※国につい ては、自動車 検査登録等事 務に係る経費 として自動車 安全特別会計 （自動車検査 登録勘定）か ら支出。 ※各年度の決 算書又は決算 報告書から支 出額の総計を 転記。

番号 1	府省名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
132	国 土 交 通 省	国 35 -3	自動車検査 (臨時検査) [昭和26年度]	道路運送車両法 (昭和26年法律 第185号) 第63条 第2項	一定の範囲の自動車又は検査対象 外軽自動車	自動車の使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸支局 ・自動車検査独立行政法人 ・軽自動車検査協会 	委託等
132	国 土 交 通 省	国 35 -4	自動車検査 (構造等変更検査) [昭和26年度]	道路運送車両法 (昭和26年法律 第185号) 第67条 第3項	自動車(国土交通省令で定める軽 自動車及び小型特殊自動車を除 く。)	自動車の使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸支局 ・自動車検査独立行政法人 ・軽自動車検査協会 	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
一定の範囲の自動車について事故が著しく生じている等によりその構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認めるとき	①個別（抽出） ②書面・実地 ③検査場内 ④—	○登録自動車：国土交通大臣 ○軽自動車：軽自動車検査協会 [・自動車検査証の返付 ・臨時検査合格標章の交付（検査対象外軽自動車に限る。）]	○自家用乗用車、二輪の小型自動車、軽自動車：2 ○トラック、バス、タクシー：1	0	0	—	—	・国：3,901,493 ・自動車検査独立行政法人：1,371,122 ・軽自動車検査協会：1,469,700 ※国については、自動車検査登録等事務に係る経費として自動車安全特別会計（自動車検査登録勘定）から支出。 ※各年度の決算書又は決算報告書から支出額の総計を転記。
自動車検査証の記載事項に変更があったとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④—	○登録自動車：国土交通大臣 ○軽自動車：軽自動車検査協会 [自動車検査証の返付]	○自家用乗用車、二輪の小型自動車、軽自動車：2 ○トラック、バス、タクシー：1	95,151	○登録自動車： ・国：400 ・自動車検査独立行政法人：1,600 ～ 1,700 ○軽自動車：軽自動車検査協会：1,400	・国、自動車検査独立行政法人：道路運送車両法関係手数料令第1条・第2条 ・軽自動車検査協会：道路運送車両法関係手数料令第1条	○登録自動車： ・国：3,282 ・自動車検査独立行政法人：13,545 ○軽自動車：軽自動車検査協会：1,789	・国：3,901,493 ・自動車検査独立行政法人：1,371,122 ・軽自動車検査協会：1,469,700 ※国については、自動車検査登録等事務に係る経費として自動車安全特別会計（自動車検査登録勘定）から支出。 ※各年度の決算書又は決算報告書から支出額の総計を転記。

番号 1	府省 名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施 形態
132	国 土 交 通 省	国 35 -5	自動車検査 (予備検査) [昭和26年度]	道路運送車両法 (昭和26年法律 第185号) 第71条	自動車(国土交通省令で定める軽 自動車及び小型特殊自動車を除 く。)	自動車の所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸支局 ・自動車検査独立行政法人 ・軽自動車検査協会 	委 託 等
132	国 土 交 通 省	国 35 -6	自動車検査 (自動車の型式指 定) [昭和26年度]	道路運送車両法 (昭和26年法律 第185号) 第75条	自動車(検査対象外軽自動車及び 小型特殊自動車を除く。)	自動車メーカー等(自動 車を製作することを業と する者、又はその者から 購入する契約を締結して いる者であって、当該自 動車を販売することを業 とする者(外国において 本邦に輸出される自動 車を製作することを業と する者又はその者から 当該自動車を購入する 契約を締結している者 であって当該自動車を 本邦に輸出することを 業とするものを 含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省 ・(独)交通安全環境研究所 	委 託 等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
運行の用に供しようとするとき	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④一	○登録自動車： 国土交通大臣 ○軽自動車：軽 自動車検査協会 [官報告示]	3か月	311,248	○登録自動車： ・国： 400 ～ 1,100 ・自動車検査 独立行政法 人： 1,600 ～ 1,700 ○軽自動車： 軽自動車検査 協会： 1,100 ～ 1,400	・国、自動車 検査独立行政 法人：道路運 送車両法関係 手数料令第1 条・第2条 ・軽自動車検 査協会：道路 運送車両法関 係手数料令第 1条	○登録自動 車： ・国： 11,236 ・自動車検査 独立行政法 人： 41,861 ○軽自動車： 軽自動車検査 協会： 6,569	・国： 3,901,493 ・自動車検査 独立行政法 人： 1,371,122 ・軽自動車検 査協会： 1,469,700 ※国につい ては、自動車 検査登録等事 務に係る経費 として自動車 安全特別会計 （自動車検査 登録勘定）か ら支出。 ※各年度の決 算書又は決算 報告書から支 出額の総計を 転記。
任意の申請によるため、実施時期について法令等では規定されていないが、通常は量産開始前	①型式 ②書面・実地 ③一（（独）交通安全環境研究所又は自動車メーカー等の施設において実施） ④一（販売前の自動車を用いて実施するため、いずれにも該当しない）	国土交通大臣 [官報告示]	なし	195	○指定特定装置を取り付けた自動車： 26,000 ～ 420,000 に指定を受けた装置の種類数を乗じて得た額を減じた額 ○その他の自動車： 420,000	道路運送車両法関係手数料令第1条	1,620	・国： 3,901,493 ・（独）交通安全環境研究所： 101,010 ※国については、自動車検査登録等事務に係る経費として自動車安全特別会計（自動車登録勘定）から支出。 ※（独）交通安全環境研究所については、（独）交通安全環境研究所の審査勘定から支出。 ※各年度の決算書又は決算報告書から支出額の総計を転記。

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
132	国土交通省	国35-7	自動車検査 (特定装置の型式指定) [平成10年度]	道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第75条の2 第1項	特定装置(装置型式指定規則第2条第1項で定める特定装置。灯火器、チャイルドシート、運行記録計等)	装置メーカー等(特定装置を製作することを業とする者、又はその者から特定装置を購入する契約を締結している者であって、当該特定装置を販売することを業とする者(外国において本邦に輸出される特定装置を製作することを業とする者又はその者から当該特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を本邦に輸出することを業とするものを含む。))	・国土交通省 ・(独)交通安全環境研究所	委託等
133	国土交通省	国36	検査対象外軽自動車等の型式認定 [昭和34年度]	道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号) 第62条の3	検査対象外軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車 ・検査対象外軽自動車:オートバイ(排気量126~250cc)等 ・小型特殊自動車:農耕用トラクター、フォークリフト等 ・原動機付自転車:バイク(排気量50~125cc)	検査対象外軽自動車、小型特殊自動車又は原動機付自転車の製作を業とする者又はその者と検査対象外軽自動車等の販売契約を結んでいる者	国土交通省	直轄
134	国土交通省	国37	原動機付自転車用原動機の型式認定 [昭和34年度]	道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号) 第67条第1項	原動機付自転車用原動機	原動機付自転車用原動機の製作を業とする者	国土交通省	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
任意の申請によるため、実施時期について法令等では規定されていないが、通常は量産開始前	①型式 ②書面・実地 ③一（（独）交通安全環境研究所又は装置メーカー等の施設において実施） ④一（販売前の特定装置を用いて実施するため、いずれにも該当しない）	国土交通大臣 [通知書（認可証）の交付及び官報告示]	なし	183	50,000	道路運送車両法関係手数料令第1条	915	・国： 3,901,493 ・（独）交通安全環境研究所： 101,010 ※国については、自動車検査登録等事務に係る経費として自動車安全特別会計（自動車登録勘定）から支出。 ※（独）交通安全環境研究所については、（独）交通安全環境研究所の審査勘定から支出。 ※各年度の決算書又は決算報告書から支出額の総計を転記。
任意の申請によるため、実施時期について法令等では規定されていないが、通常は量産開始前	①型式 ②書面・実地 ③一（検査対象外軽自動車等のメーカー等の施設において実施） ④一（販売前の検査対象外軽自動車等を用いて実施するため、いずれにも該当しない）	国土交通大臣 [型式認定番号を官報告示]	なし	65	0	—	0	3,901,493 ※自動車検査登録等事務に係る経費として自動車安全特別会計（自動車登録勘定）から支出。 ※各年度の決算書から支出額の総計を転記。
任意の申請によるため、実施時期について法令等では規定されていないが、通常は量産開始前	①型式 ②書面・実地 ③一（原動機付自転車用原動機のメーカー等の施設において実施） ④一（販売前の原動機付自転車用原動機を用いて実施するため、いずれにも該当しない）	国土交通大臣 [型式認定番号の付与]	なし	0	0	—	0	3,901,493 ※自動車検査登録等事務に係る経費として自動車安全特別会計（自動車登録勘定）から支出。 ※各年度の決算書から支出額の総計を転記。

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
135	国土交通省	国38	自動車ターミナルの検査 [昭和34年度]	自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第15条	専用バスターミナルの構造及び設備	専用バスターミナルを設置した一般乗合旅客自動車運送事業者、専用バスターミナルの構造又は設備を変更した一般乗合旅客自動車運送事業者	国土交通省	直轄
136	国土交通省	国39	許可工作物の完成検査 [昭和40年度]	・河川法（昭和39年法律第167号）第30条第1項 ・河川法施行令（昭和40年政令第14号）第17条 ・河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第19条、第20条	・河川法第44条の第1項のダム ・河川管理施設と効用を兼ねる工作物 ・堤防を開削して設置される工作物	ダム等の工作物を新築し、又は新築する者	・国土交通省 ・地方公共団体	直轄
137	国土交通省	国40	工事の完了検査 [昭和37年度]	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第13条	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事	宅地造成に関する工事の許可を受けた者	都道府県、指定都市、中核市、特例市、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき当該事務を処理することとされた市町村	直轄
138	国土交通省	国41	開発行為に関する工事の完了検査 [昭和44年度]	都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条	開発行為に関する工事	開発許可を受けた者	都道府県、指定都市、中核市、特例市、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき当該事務を処理することとされた市町村	直轄

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
専用バスターミナルを設置して使用を開始する前、専用バスターミナルの構造又は設備を変更して使用を開始する前	①個別（全数） ②書面 ③— ④—	国土交通大臣 [確認証の交付]	検査を受けた構造・設備に変更がない限り有効	1	0	—	0	0
ダム等の工作物の新築又は改築の工事が完了し、工作物を使用する前	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④—	河川管理者 [合格通知]	検査を受けた工作物に改築がない限り有効	不詳	0	—	0	0
許可を受けた宅地造成に関する工事を完了したとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事、指定都市・中核市・特例市・地方自治法第252条の17の2の規定に基づき当該事務を処理することとされた市町村の長 [検査済証の交付]	なし	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳
完了届受理後随時	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事、指定都市・中核市・特例市・地方自治法第252条の17の2の規定に基づき当該事務を処理することとされた市町村の長 [検査済証の交付]	検査を受けた土地において新たに開発行為を行わない限り有効	19,035	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	不詳

番号 1	府省 名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施 形態
139	国 土 交 通 省	国 42	構造方法等の認定 [平成12年度]	建築基準法（昭 和25年法律第201 号）第68条の26 等	構造方法、建築材料又はプログラ ム	構造方法等の認定の申請 者	指定性能評価機関：（財）日本建 築防災協会、（財）日本建築設 備・昇降機センター、（財）日本 建築センター、（財）ペタリーピ ング、（財）日本建築総合試験 所、（財）建材試験センター、 （財）小林理学研究所、（財）日本 塗料検査協会、（財）日本紡績検 査協会、（一般・財）化学物質 評価研究機構、（財）東海技術セ ンター、（社）日本免震構造協 会、（社）日本膜構造協会、（財） 日本住宅・木材技術センター等	推 薦 等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
性能評価の申請時	①個別（全数） ②書面・実地 ③検査場内 ④ー	国土交通大臣 [認定書の交付]	なし	不詳	300,000 ～ 2,000,000	建築基準法施行規則第11条の2の3	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)日本建築センター：不詳 ・(財)建材試験センター：48,680 ・(財)ベターリビング：9,542 ・(財)日本建築総合試験所：40,023 ・(財)日本建築設備・昇降機センター：14,726 ・(財)小林理学研究所：2,148 ・(財)日本塗料検査協会：160 ・(財)日本紡績検査協会：160 ・(一般・財)化学物質評価研究機構：680 ・(財)東海技術センター：240 ・(財)日本建築防災協会：120 ・(社)日本免震構造協会：2,136 ・(社)日本膜構造協会：128 ・(財)日本住宅・木材技術センター：7,904 	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)日本建築センター：不詳 ・(財)建材試験センター：44,110 ・(財)ベターリビング：12,608 ・(財)日本建築総合試験所：35,102 ・(財)日本建築設備・昇降機センター：10,914 ・(財)小林理学研究所：2,102 ・(財)日本塗料検査協会：175 ・(財)日本紡績検査協会：184 ・(一般・財)化学物質評価研究機構：731 ・(財)東海技術センター：284 ・(財)日本建築防災協会：147 ・(社)日本免震構造協会：1,927 ・(社)日本膜構造協会：147 ・(財)日本住宅・木材技術センター：7,205

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
140	国土交通省	国43	型式適合認定 [平成12年度]	建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10等	建築物の部分又は工作物の部分	型式適合認定の申請者	指定認定機関：（財）日本建築設備・昇降機センター、（財）日本建築センター、（財）ペタリリビング、（財）日本建築総合試験所、（財）建材試験センター、（社）日本膜構造協会、（財）日本住宅・木材技術センター等	推薦等
141	国土交通省	国44	建築物等の確認・検査 [昭和25年度等]	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条、第7条等	建築物、建築設備及び工作物	建築物等を建築する者	・建築主事 ・指定確認検査機関：（財）日本建築設備・昇降機センター、（財）日本建築センター、（財）ペタリリビング、（財）日本建築総合試験所、（財）住宅保証機構、（財）北海道建築指導センター、（財）宮城県建築住宅センター、千葉県住宅センター、株式会社愛知建築センター、アール・イー・ジャパン株式会社、（財）山口県建築住宅センター、九州住宅保証株式会社、（社）高知県建設技術公社、（財）沖縄県建設技術センター等	委託等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間 (年)	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額 (円)	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
認定を受けようとするとき	①型式 ②書面 ③— ④—	指定認定機関 [認定書の交付]	なし	不詳	31,000 ～ 1,000,000	建築基準法施行規則第11条の2の3	・(財)日本建築センター：不詳 ・(財)建材試験センター：20 ・(財)：ペターリピング：0 ・(財)日本建築総合試験所：0 ・(財)日本建築設備・昇降機センター：375 ・(財)日本住宅・木材技術センター：0 ・(社)日本膜構造協会：278	・(財)日本建築センター：不詳 ・(財)建材試験センター：13 ・(財)：ペターリピング：0 ・(財)日本建築総合試験所：151 ・(財)日本建築設備・昇降機センター：375 ・(財)日本住宅・木材技術センター：0 ・(社)日本膜構造協会：300
○建築確認：建築物、建築設備及び工作物を建築等しようとする場合 ○完了検査：工事を完了したとき等	①個別 (全数) ②書面・実地 ③現地 ④—	建築主事、指定確認検査機関 [確認済証、検査済証の交付等]	なし	○建築確認：581,386 ○完了検査：482,450	不詳	地方公共団体及び指定確認検査機関が独自で決定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
142	国土交通省	国45	工場生産浄化槽の型式の認定 [昭和60年度]	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第13条第1項	工場で製造される浄化槽の型式（基本型式及び類似型式（基本型式に対して重要でない部分のみが異なる型式））	浄化槽を工場において製造しようとする者	地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局	直轄
143	国土交通省	国46	港湾の施設の技術上の基準への適合性確認 [平成19年度]	港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の2の2	港湾法施行規則第28条の2	港湾施設の管理者等	・（財）沿岸技術研究センター ・（社）寒地港湾技術研究センター	委託等
144	国土交通省	国47-1	特定特殊自動車の検査※ （特定原動機の型式指定） [平成18年度] <経済産業省（94）、環境省（149）と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第6条	型式指定特定原動機	特定原動機製作等事業者	・（社）日本建設機械化協会 ・（財）日本自動車輸送技術協会	推薦等
144	国土交通省	国47-2	特定特殊自動車の検査※ （少数生産車の承認） [平成18年度] <経済産業省（94）、環境省（149）と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第12条	少数生産車	特定特殊自動車製作等事業者	経済産業省、国土交通省、環境省	直轄
144	国土交通省	国47-3	特定特殊自動車の検査※ （特定特殊自動車の技術基準適合の確認） [平成18年度] <経済産業省（94）、環境省（149）と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第17条	使用の開始前に、主務大臣の検査を受ける特定特殊自動車	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第17条第1項ただし書の確認を受けようとする者	・（社）日本建設機械化協会 ・（財）日本自動車輸送技術協会	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
浄化槽を工場において製造しようとするとき	①型式 ②書面 ③一 ④一	浄化槽製造業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長 [認定書の交付]	5	246	15,000 ～ 90,000	登録免許税法第2条及び別表第1第145号1	・基本：360 ・類似：309	・基本：16 ・類似：41
港湾施設（適合性確認対象施設）を建設又は改良しようとするとき	①個別（全数） ②書面 ③一 ④一	・国土交通大臣 ・（財）沿岸技術研究センター ・（社）寒地港湾技術研究センター [確認証及び通知書の交付]	なし	35	839,000 ～ 3,360,000	・国：港湾法施行規則第28条の21及び別表 ・（財）沿岸技術センター、 （社）寒地港湾技術研究センター：独自で決定	・国：0 ・（財）沿岸技術センター：5,066 ・（社）寒地港湾技術研究センター：294	・国：0 ・（財）沿岸技術センター：5,178 ・（社）寒地港湾技術研究センター：294
型式指定を受けようとするとき	①型式 ②実地 ③現地 ④一	経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣 [特定原動機型式指定通知書の交付及び指定番号等の告示]	なし	1	81,900 ～ 516,600 +交通費 ※検査条件により異なる	登録検査機関が独自で決定	74 【財団法人日本自動車輸送技術協会】	57 【財団法人日本自動車輸送技術協会】
承認を受けようとするとき	①型式 ②書面 ③一 ④一	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 [少数生産車承認通知書の交付及び承認番号等の告示]	なし	150	19,300 (電子申請の場合19,100)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令第7条第1項第2号	274	不詳
特定特殊自動車の使用の開始前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④一	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 [確認証の交付]	なし	90	19,950 ～ 467,250 +交通費 ※検査条件により異なる。	登録検査機関が独自で決定	390 【財団法人自動車輸送技術協会】	288 【財団法人自動車輸送技術協会】

番号 1	府 省 名	番 号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施 形態
145	環 境 省	環 01 -1	浄化槽の検査 (設置後等の水質検査) [昭和60年度]	浄化槽法(昭和 58年法律第43 号)第7条	新たに設置され、又はその構造若 しくは規模の変更をされた浄化槽	浄化槽管理者	・都道府県知事により指定され た指定検査機関(合計65機関) (社)北海道浄化槽協会、(社)青 森県浄化槽検査センター、(社) 岩手県浄化槽協会、(社)宮城県 生活環境事業協会浄化槽法定検 査センター、(財)秋田県総合保 健事業団、(社)山形県水質保全 協会、(財)山形県理化学分析セ ンター、(社)福島県浄化槽協 会、(社)茨城県水質保全協会、 (社)栃木県浄化槽協会、(財)群 馬県環境検査事業団、(社)埼玉 県浄化槽協会、(社)埼玉県環境 検査研究協会、(社)千葉県浄化 槽検査センター、(社)東京都生 活水環境システム協会、(社)神 奈川県生活水保全協会、(財)神 奈川県労働衛生福祉協会、(社) 神奈川県保健協会、(財)日本環 境衛生センター、(財)新潟県環 境衛生研究所、下越総合健康開 発センター、(財)新潟県環境分 析センター、(社)新潟県環境衛 生中央研究所、(社)県央研究 所、(財)上越環境科学セン ター、(社)富山県浄化槽協会、 (社)石川県浄化槽協会、(財)北 陸公衆衛生研究所、(社)山梨県 浄化槽協会、(社)長野県浄化槽 協会、(財)岐阜県環境管理技術 センター、(財)静岡県生活科学 検査センター、(社)愛知県薬剤 師会、(社)愛知県浄化槽協会、 (財)中部微生物研究所、(社)三 重県水質保全協会、(社)滋賀県 生活環境事業協会、(社)京都保 健衛生協会、(社)京都微生物研 究所、(社)大阪府環境水質指導 協会、(社)兵庫県水質保全セン ター、(社)奈良県環境保全協 会、(社)和歌山県水質保全セン ター、(財)鳥取県保健事業団、 (社)島根県浄化槽普及管理セン ター、(社)岡山環境検査セン ター、(社)倉敷環境検査セン ター、(財)岡山県健康づくり財 団、(社)広島県浄化槽維持管 理協会、(社)山口県浄化槽協 会、(社)徳島県環境技術セン ター、(社)香川県浄化槽セン ター、(社)愛媛県浄化槽管理セ ンター、(財)高知県環境検査セ ンター、(財)福岡県浄化槽協 会、(財)北九州市環境整備協 会、(財)有明環境整備公社、 (財)佐賀県環境科学検査協会、 (財)長崎県浄化槽協会、(社)熊 本県浄化槽協会、(財)大分県環 境管理協会、(財)宮崎県環境科 学協会、(財)鹿児島県環境検査 センター、(社)沖縄県環境整備 協会	委 託 等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
設置又は構造変更後3か月を経過した日から5か月間の間	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転中	指定検査機関 [検査済証の付与]	なし	不詳	不詳	指定検査機関が独自で決定	不詳	不詳

番号 1	府 省 名	番号 2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施 形態
145	環 境 省	環 01 -2	浄化槽の検査 (定期検査) [昭和60年度]	浄化槽法(昭和 58年法律第43 号)第11条	浄化槽	浄化槽管理者	・都道府県知事により指定された指定検査機関(合計65機関) (社)北海道浄化槽協会、(社)青森県浄化槽検査センター、(社)岩手県浄化槽協会、(社)宮城県生活環境事業協会浄化槽法定検査センター、(財)秋田県総合保健事業団、(社)山形県水質保全協会、(財)山形県理化学分析センター、(社)福島県浄化槽協会、(社)茨城県水質保全協会、(社)栃木県浄化槽協会、(財)群馬県環境検査事業団、(社)埼玉県浄化槽協会、(社)埼玉県環境検査研究協会、(社)千葉県浄化槽検査センター、(社)東京都生活環境システム協会、(社)神奈川県生活水保全協会、(財)神奈川県労働衛生福祉協会、(社)神奈川県保健協会、(財)日本環境衛生センター、(財)新潟県環境衛生研究所、下越総合健康開発センター、(財)新潟県環境分析センター、(社)新潟県環境衛生中央研究所、(社)県央研究所、(財)上越環境科学センター、(社)富山県浄化槽協会、(社)石川県浄化槽協会、(財)北陸公衆衛生研究所、(社)山梨県浄化槽協会、(社)長野県浄化槽協会、(財)岐阜県環境管理技術センター、(財)静岡県生活科学検査センター、(社)愛知県薬剤師会、(社)愛知県浄化槽協会、(財)中部微生物研究所、(社)三重県水質保全協会、(社)滋賀県生活環境事業協会、(社)京都保健衛生協会、(社)京都微生物研究所、(社)大阪府環境水質指導協会、(社)兵庫県水質保全センター、(社)奈良県環境保全協会、(社)和歌山県水質保全センター、(財)鳥取県保健事業団、(社)島根県浄化槽普及管理センター、(社)岡山環境検査センター、(社)倉敷環境検査センター、(財)岡山県健康づくり財団、(社)広島県浄化槽維持管理協会、(社)山口県浄化槽協会、(社)徳島県環境技術センター、(社)香川県浄化槽センター、(社)愛媛県浄化槽管理センター、(財)高知県環境検査センター、(財)福岡県浄化槽協会、(財)北九州市環境整備協会、(財)有明環境整備公社、(財)佐賀県環境科学検査協会、(財)長崎県浄化槽協会、(社)熊本県浄化槽協会、(財)大分県環境管理協会、(財)宮崎県環境科学協会、(財)鹿児島県環境検査センター、(社)沖縄県環境整備協会	委 託 等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
年1回	①個別（全数） ②書面・実地 ③現地 ④運転中	指定検査機関 [検査済証の付与]	1	不詳	不詳	指定検査機関 が独自で決定	不詳	不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	対象品目	受検者	実施主体の名称等	実施形態
146	環境省	環02-1	一般廃棄物処理施設の検査 (一般廃棄物処理施設の使用前検査、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設の使用前検査) [平成4年度]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条の2第5項及び第9条第2項	都道府県知事又は政令市の長の許可(変更許可を含む。)を受けた一般廃棄物処理施設	都道府県知事又は政令市の長の許可(変更許可を含む。)を受けた一般廃棄物処理施設の設置者	都道府県又は政令市	直轄
146	環境省	環02-2	一般廃棄物処理施設の検査 (一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認) [平成10年度]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条第5項及び第9条の3第10項	都道府県知事又は政令市の長の許可を受けた又は届出があった一般廃棄物の最終処分場	一般廃棄物の最終処分場を廃止しようとする者	都道府県又は政令市	直轄
147	環境省	環03-1	産業廃棄物処理施設の検査 (産業廃棄物処理施設の使用前検査、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設の使用前検査) [平成4年度]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2第5項(法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。)	設置許可又は変更許可を受けた産業廃棄物処理施設	設置許可又は変更許可等を受けた者	都道府県、政令で指定する市	直轄
147	環境省	環03-2	産業廃棄物処理施設の検査 (産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認) [平成10年度]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の5第3項において準用する第9条の3第5項	産業廃棄物の最終処分場	産業廃棄物の最終処分場を廃止しようとする者	都道府県、政令で指定する市	直轄
148	環境省	環04	新規化学物質の届出に基づく審査※ [昭和48年度] <厚生労働省(41)、経済産業省(86)と共管>	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第4条	新規化学物質	新規化学物質の製造又は輸入しようとする者	薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会、中央環境審議会の合同委員会	直轄
149	環境省	環05-1	特定特殊自動車の検査※ (特定原動機の型式指定) [平成18年度] <経済産業省(94)、国土交通省(144)と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)第6条	型式指定特定原動機	特定原動機製作等事業者	・(社)日本建設機械化協会 ・(財)日本自動車輸送技術協会	推薦等
149	環境省	環05-2	特定特殊自動車の検査※ (少数生産車の承認) [平成18年度] <経済産業省(94)、国土交通省(144)と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)第12条	少数生産車	特定特殊自動車製作等事業者	経済産業省、国土交通省、環境省	直轄
149	環境省	環05-3	特定特殊自動車の検査※ (特定特殊自動車の技術基準適合の確認) [平成18年度] <経済産業省(94)、国土交通省(144)と共管>	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)第17条	使用の開始前に、主務大臣の検査を受ける特定特殊自動車	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第17条第1項ただし書の確認を受けようとする者	・(社)日本建設機械化協会 ・(財)日本自動車輸送技術協会	推薦等

実施時期	実施方法	合格付与権者 [合格付与方法]	有効期間（年）	実施件数 (21年度)	手数料			実施費用 (万円)
					額（円）	根拠法令等	手数料収入 (万円)	
使用を開始しようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事又は政令市の長 [—]	なし	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
最終処分場を廃止しようとするとき	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事又は政令市の長 [—]	なし	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
設置許可又は変更許可を受けた産業廃棄物処理施設の使用前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事、政令で指定する市の長 [—]	なし	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
産業廃棄物の最終処分場の廃止の前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	都道府県知事、政令で指定する市の長 [—]	なし	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
新規の化学物質の製造又は輸入をしようとするとき	①— ②書面 ③— ④—	—	なし	577	0	—	不詳	879 (新規化学物質審査等事務の予算額)
型式指定を受けようとするとき	①型式 ②実地 ③現地 ④—	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 [特定原動機型式指定通知書の交付及び指定番号等の告示]	なし	1	81,900 ～ 516,600 +交通費 ※検査条件により異なる。	登録検査機関が独自で決定	74 【(財)日本自動車輸送技術協会】	57 【(財)日本自動車輸送技術協会】
承認を受けようとするとき	①型式 ②書面 ③— ④—	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 [少数生産車承認通知書の交付及び承認番号等の告示]	なし	150	19,300 (電子申請の場合19,100)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令第7条第1項第2号	274	不詳
特定特殊自動車の使用の開始前	①個別（全数） ②実地 ③現地 ④—	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 [確認証の交付]	なし	90	19,950 ～ 467,250 +交通費 ※検査条件により異なる。	登録検査機関が独自で決定	390 【(財)自動車輸送技術協会】	288 【(財)自動車輸送技術協会】

- (注) 1 各府省の報告に基づき当省が取りまとめ作成したものである。
- 2 検査検定制度については、平成22年7月1日現在で設けられているものについて整理し、記載している。
- 3 「番号1」欄は、全検査検定制度の通し番号を、「番号2」欄は、検査検定制度を所管する府省ごとの通し番号を記載している。
- 4 「制度名〔創設年度〕」欄の「創設年度」については、当該検査検定制度が創設された年度を記載している。
- 5 「根拠法令等」欄は、当該検査検定制度の根拠法令等を記載している。
- 6 「対象品目」欄は、当該検査検定の対象となる製品、施設・設備の名称を記載している。
- 7 「受検者」欄は、当該検査検定を受ける受検者の範囲を記載している。
- 8 「実施主体の名称等」欄は、当該検査検定を実施する者を記載している。
- 9 「実施形態」欄は、以下の区分に基づき記載している。
- ① 「直轄」：当該事業を国や都道府県が直接実施しているもの
 - ② 「委託等」：事務の内容等を法令等で定め、国又は都道府県が当該事務を国及び都道府県以外の特定の法人に制度的に行わせているもの及びこれらに類する事業として、当省において整理したもの
 - ③ 「推薦等」：法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国、都道府県が関与を行うもの及びこれらに類する事業として、当省において整理したもの
- 10 「実施時期」欄は、当該検査検定を実施する時期を記載している。
- 11 「実施方法」欄は、以下の事項について記載している。
- ① 「型式」：型式検定、「個別」：個別検定
 - ② 「書面」：書面検査、「実地」：実地検査
 - ③ 「検査場内」：指定した検査場に持ち込んで検査検定を実施するもの
「現地」：検査検定対象が接地されている場所で検査検定を実施するもの
 - ④ 「運転中」：検査検定対象を通常どおり稼働させたまま検査検定を実施するもの
「運転停止」：一度停止して検査検定を実施するもの
- 12 「合格付与権者〔合格付与方法〕」欄は、当該検査検定において合格付与権限を有する者を記載するとともに、合格付与方法を記載している。
- 13 「有効期間（年）」欄は、当該検査検定の有効期間（年）を記載している。
- 14 「実施件数（21年度）」欄は、平成21年度における当該検査検定の実施件数を記載している。
- 15 「手数料」欄は、受検者が当該検査検定を受けるに当たって納付する手数料額（円）を記載するとともに、その額の根拠法令を記載している。
- 16 「手数料収入」欄は、平成21年度における、当該検査検定に係る手数料収入の総額を記載している。
- 17 「実施費用」欄は、平成21年度における、当該検査検定に要した費用の総額を記載している。
- 18 「－」は該当がないものを示す。
- 19 「不詳」は所管府省において把握されていないなど、集計資料がないものを示す。